

令和6年度版

校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けて  
（校外学習安全マニュアル）

豊橋市立章南中学校カッターボート転覆事故を教訓として

令和6年4月1日改訂

豊橋市教育委員会

## 改訂のポイント

今回の改訂のポイントは以下の2点です。

### ①大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3以上が発令されている場合の対応について

(P.5 参照)

→『豊橋市または目的地に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3以上が発令されている場合は、市の規定に従い、実施・中止の判断を行うこと。現地で活動中の場合は、道路や交通機関、学校周辺の状況などの情報を収集し、学校と連携しながら現地待機・帰校の判断や、帰校の方法について検討すること。』としました。

(P.14 参照)

→『e 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3以上が発令されている場合の対応

- ・ 事前に気象情報を入手し、大雨などの動向を把握し、活動実施の可否について決定すること。
- ・ 活動中、警戒レベル3以上が発令された場合は、警戒レベルに応じて活動の継続・中止を判断すること。中止の判断をした場合は、安全な場所に避難すること。
- ・ 状況により、現地で待機するか、帰校するかを決定すること。
- ・ 道路や交通機関の状況、学校周辺の状況などの情報を収集し、学校と連携しながら帰校の方法を検討すること。
- ・ 引き取りとなる場合は、保護者への連絡、確実な引き取り方法について確認しておくこと。』をつけ加えました。

### ②わくわく体験活動の提出書類について (P.25 参照)

→『わくわく体験活動は様式 31-2 ではなく、わくわく体験活動の確認報告書(様式 1)のみの提出でよい』としました。

# 目 次

## はじめに

### I 校外学習における安全管理体制整備のための視点

1	教職員の安全に対する意識	1
2	実施計画案における安全管理	2
3	全教職員への周知と保護者への説明、児童生徒への事前指導	4
4	市教育委員会の指導監督体制（実施内容にかかわる文書の提出）	4
5	実施・中止の判断基準	5
6	緊急時への備え	5
7	事件・事故・災害発生時における児童生徒等の心のケア	6
8	インシデントを活用した安全管理	6
資料	事故発生時における心のケア	7

### II 校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けたマニュアルの作成

#### 豊橋市野外教育センター・少年自然の家「校外学習安全マニュアル」作成要領

1	活動前の安全管理	9
	(1) 下見の実施 (2) リスクマネジメント (3) 参加者の把握	
2	活動中の安全管理	17
	(1) 現場の状況の再確認 (2) 気象状況の把握 (3) 活動直前の児童生徒の健康状態の把握 (4) 安全にかかわる現地指導・監督 (5) 活動中の各時点の確認について	
3	活動後の安全管理に対する評価	18
4	事故発生時の注意事項・緊急時対応図	19
	(1) 事故発生時 (2) 「119番」、「110番」への通報要領 (3) 応急処置（救急法） (4) 学校への通報要領 (5) 情報収集と学校・市教育委員会との連携	
5	携帯用マニュアル	21
6	届出書・実施計画案の作成および提出	22
	(1) 泊を伴う行事に係る「学校行事について（届出 様式31-1号）」について (2) 実施計画案の作成について (3) チェックリストの扱いについて ■参考資料1「校外学習（行事）等に係わる提出書類と提出期限、提出先」 ■参考資料2「児童生徒の心のケア」 ■参考資料3「校外学習を安全に行うための下見の位置づけとその具体例」 ■参考資料4「熱中症予防運動指針」	
7	チェックリスト	30
	(1) 下見・事前チェックリスト (2) トーチトワリングチェックリスト (3) 当日チェックリスト (4) 安全管理上の次年度への引き継ぎ事項 (5) 学校教育課チェックリスト	
8	応急処置	37
	・心肺蘇生法の手順 ・食物アレルギー対応の実際 ・熱中症対応フロー	
9	AEDの貸し出し	42

### III 資料編

◇【豊橋市教職員危機管理研修の体系】

◇豊橋市立章南中学校カッターボート転覆事故の民事裁判の和解条項（写）

## はじめに

各学校では、児童生徒の健やかな成長を願い、豊かな心を育むために活動の目的を明確にし、適切な手立てを用意しながら、特色ある教育活動が展開できるよう創意工夫し教育活動を展開しています。その際、わたしたち教職員が最も重視すべきことは、すべての教育活動の基盤となる安全管理体制を整えておくことでもあります。

しかしながら平成22年6月18日、本市において野外教育活動中に生徒の尊い命が失われるという痛ましい事故が発生しました。お亡くなりになられた西野花菜さんのご冥福をお祈り申し上げますとともに、西野花菜さんのご遺族をはじめ、みなさまの心に深い痛みを負わせてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

豊橋市教育委員会では、二度とこのような事故を起こさないために、教育委員会内にプロジェクトチームを結成し、この事故に関する事実確認および今後配慮すべき事項を明らかにするなかで、あらためて校外学習における安全管理体制やその指導について見直しを図りました。平成22年度末、「校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けて（校外学習安全マニュアル）」を策定して以降、毎年度この「校外学習（行事）安全管理体制の整備に向けて（校外学習安全マニュアル）」の改善及び改定を行うことで各学校の安全管理体制の充実を目指してきました。

令和5年6月の大雨を教訓とし、令和6年度に向けては、「大雨がもたらす『洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮』の恐れがある場合」の対応について実施計画案に明記することとし、安全管理体制の充実を図りました。

この取り組みにより、安心安全の確保された魅力ある校外学習が展開され、児童生徒の健やかな成長と豊かな心の育成につながっていくものと信じています。あわせて、将来にわたって、この痛ましい事故を風化させないという決意が市内全小中学校に根付いていくよう、そして教職員一人一人が児童生徒の安全に対する意識を高く持ち続けるよう努力してまいります。

令和6年4月

豊橋市教育委員会

## I 校外学習における安全管理体制整備のための視点

豊橋市教育委員会は、章南中学校のカッターボート転覆事故のような痛ましい事故を二度と起こさない、そして、この事故を決して風化させてはならないという強い決意のもと「校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けて」（以後、「校外学習安全マニュアル」と記す）の改定を毎年度行ってきた。平成23年度の「校外学習安全マニュアル」の改定に続き、平成24年度には、その年の10月にカッターボート転覆事故の民事裁判が和解したことをうけ、和解条項と「豊橋市危機管理指針」（平成24年7月発行）に基づいて「校外学習安全マニュアル」を見直し、その改善点を加えた。

令和6年度に向けて、「大雨がもたらす『洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮』の恐れがある場合」の対応について実施計画案に明記することとした。

### 1 教職員の安全に対する意識

- 学校教育活動が効果的かつ安全に実施できるようにするために、すべての教職員は留意事項について徹底すべきであり、特に児童生徒の安全確保に不備があってはならない。そこで、市教育委員会として、「校外学習安全マニュアル」の通知を全小中学校に行い、教育活動における教職員の果たすべき安全管理への責任を強く喚起すること。
- 市教育委員会は、毎年、第1回目の校長会議において、すべての校長に対し、校外学習での適切な安全対策について指導すること。
- 市教育委員会として、6月18日を「豊橋・学校いのちの日」と定め、平成22年の痛ましい事故を風化させることなく、豊橋市の教職員が将来にわたって安全管理に対する意識を再確認する日とすること。
- 市教育委員会は、学校行事や教育活動全般において、児童生徒の生命および身体の安全を守るのは、第一次的に各学校の教職員であることを強く自覚し、各教職員が児童生徒の安全に対する意識を高くもち続けるために、「豊橋市教職員危機管理研修」（別紙「資料編」参照）に基づいて計画的、継続的に研修を行うこと。
- 市教育委員会は、第4回と第6回の校長会議において、「安全管理上の引き継ぎ事項の総括（前期・後期）」をもとに、各学校で起きたインシデントに対する情報を共有する場を設け、各学校の安全管理体制の改善方法について指導すること。また、「安全管理上の引き継ぎ事項の総括（前期・後期）」をイントラネットに掲載し、各学校での積極的な活用を推進すること。
- 市教育委員会は、関係各課や関係機関と連携を図りながら「校外学習安全マニュアル」の内容を見直し、毎年、その改善に取り組むこと。

## 2 実施計画案における安全管理

### (1) 活動前の安全管理

- ・ 計画しようとする校外学習（行事）およびその活動内容が、学校の教育目標に合致しているか。また、活動のねらいと意義は適切であるか。児童生徒にかかる心身両面の負担は適切であるか。以上の点を検討し、不適切な場合は、行事そのものの中止または活動内容の変更をすること。
- ・ 利用施設を決定する際には、施設の活動プログラムの実施・中止判断基準と、学校の実施・中止判断基準を施設職員と共同で比較検討する。施設の安全管理体制および安全マニュアルが不備な場合は、改善を求める。改善がなされない場合は、施設の利用を中止すること。
- ・ 下見や実施計画立案の際には安全対策での落ちがないように、市教育委員会で作成した「下見・事前チェックリスト」を活用したり、市内各学校のインシデントをまとめた「安全管理上の引き継ぎ事項」を積極的に活用したりすること。
- ・ 利用施設の下見では、利用規則や安全マニュアルなどの確認や、計画している活動で予想される危険とその回避策、現地スタッフによる安全対策の実態、実施・中止の判断基準および判断に必要な情報の入手方法、通信手段、緊急時に必要となる病院、警察、消防などの施設などについて、下見チェックリストをもとに確認すること。なお、教職員の健康・安全に十分に配慮した上で、下見を実施すること。
- ・ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染状況によっては宿泊行事の延期も考えられる。その場合、日没時間や周囲の状況が下見時と大きく違ってくるケースも予想される。そこで、複数回の下見を予算立ての段階から計画したり、現地の様子に詳しい方から情報を得られるように配慮したりするなど、下見においては、可能な限り実施日の状況が正確につかめるように努めること。延期がない場合にも、施設や移動行程上に状況の変化が生じることもあるため、可能な範囲で直前の下見を行うことが望ましいが、できない場合は、直近の日程で同様の行事を実施した学校から情報を得るなどして、最新の状況把握に努めること。
- ・ 個別の体験活動プログラムについては活動の内容をよく分析し、活動の教育的意義や安全性をよく検討した上で、下見で実際の活動内容を確認する。また、「安全管理上の引き継ぎ事項の総括」（イントラネット掲載）や学校間での情報共有などにより、インシデント情報も得ながら、プログラムに応じた実施判断基準を施設職員とともに確認すること。
- ・ 班別分散学習などで公共交通機関を利用する場合は、利用する交通機関、駅、バス会社やタクシー会社などと事前に連絡をとり、利用計画を交通機関などに提出するとともに、緊急時の対応等の確認を確実にを行うこと。  
また、災害や天候悪化、鉄道の事故、交通事故等様々な要因で交通網が遮断された場合についても、具体的な対応策を事前に確認しておくこと。
- ・ 班別分散学習では、計画の段階でインシデントから想定されるトラブルに対して、その具体的な対応について、引率職員が共通理解し、実行できるようにしておくこと。また、班別分散学習は多くのリスクを伴うことから、実施する際には、その活動のねらいや意義を十分に検討すること。

- ・ 下見での確認事項だけでなく、前年度までに当該施設を利用した校内教職員からの引き継ぎ事項や利用実績のある他校からの情報などを積極的に収集し、実施計画立案に生かすこと。
- ・ 保健調査等により児童生徒の健康状況の把握に努めること。健康管理上、特に配慮を要する児童生徒の保護者とは事前に対応について丁寧に確認をし、実施計画案、あるいは指導日程細案に反映させること。また、当該児童生徒の状況や対応方法については、職員間での情報共有を図ること。
- ・ 実施計画案には、以下の市教育委員会が示す「安全管理に関する項目」を盛り込み、市教育委員会学校教育課担当指導主事に提出して指導を受けること。
  - ・ 指導体制、組織（引率者の安全管理に関する対策）
  - ・ 日程に合わせた引率者の動き「指導日程細案」（巡視体制など）
  - ・ 主たる活動の実施判断基準
  - ・ 想定される危険などへの対策と対応（感染症対策を含む）
  - ・ 傷害保険などの加入の有無
  - ・ 事故が発生した場合の緊急時対応図（病院などの緊急連絡先も明記する）
  - ・ 児童生徒への事前指導内容と計画
  - ・ 食物アレルギーを含む、健康上配慮を必要とする児童生徒への対応
  - ・ 各学校は、作成した実施計画案についてその活動に関する有識者にも点検を依頼し、安全対策などについて積極的にアドバイスを受けること。

## (2) 活動中の安全管理

- ・ 利用施設や活動場所に到着した際には、下見時の状況と変化がないかを確認したり、施設や気象の最新の情報などを施設職員や現地スタッフに確認したりすること。
- ・ 活動内容や活動場所について十分な知識をもっていない児童生徒に対して、現地での事前指導を行い、安全意識を高めること。
- ・ 児童生徒の体調の変化を確実に把握するために、主たる活動の前後、活動場所への移動の前後は、人員確認とともに健康観察を行うことを指導日程細案に反映させること。
- ・ 薬の服用の仕方、アレルギー症状を引き起こす食材の確認、けがややけどを防ぐための道具類の安全な使い方などを現地で指導すること。
- ・ 食物アレルギーへの対応について、保護者、食事を提供する業者、学校の三者で事前に協議したことが確実に対応されているかどうか、複数の引率職員と児童生徒本人で食事をする前に目視で確認をすること。
  - 特に「エピペン」を処方されている児童生徒については、「エピペン」の管理について全教職員で確認をし、いつでも使用できるようにしておくとともに、施設看護師と情報共有をしておくこと。
- ・ 班別分散学習を行う場合には、緊急時に児童生徒が引率教員と連絡を取り合えるよう手だてを講じておくこと。引率教員は、すべての班の行動計画を把握し、随時確認をすること。
- ・ 普段とは異なる環境の中で活動する児童生徒一人一人の様子を監督し、事故やけがの発生が予見された場合、引率教員は速やかに管理職に報告、相談するとともに、施設職員や現地スタッフと連携を図りながら、適切なタイミングで個別指導や全体指導を行う

こと。

- ・ 活動中は「当日チェックリスト」を活用して安全確認を行うとともに、問題点などを記録しておくこと。記録した内容は確実に次年度へ引き継ぐこと。

### (3) 活動後の安全管理に対する評価

- ・ 活動後は、実施計画案に記載した安全管理上の配慮事項等を実況する場を設け、次年度に改善すべきと思われる事項を記録し、引き継ぎ資料とすること。
- ・ 「次年度への安全管理上の引き継ぎ事項」を記録する場合は、どのような配慮が安全管理に有効であったか、問題が発生した場合にどのような対応策をとったのか（とるとよいか）などを具体的に記載すること。
- ・ 「当日チェックリスト」や「安全管理上の引き継ぎ事項」は、各学校で保管し、次年度の実施計画立案時に参考にする。また、データを終了後10日以内に市教育委員会の安全担当指導主事へ提出すること。

## 3 全教職員への周知と保護者への説明、児童生徒への事前指導

- 実施計画案については、細部にわたり、事前に職員会議において協議検討することで、学校に残る教職員にも十分に周知すること。また、実施中は、引率者が持つ実施計画案を職員室にも備えておき、万一事故が発生した場合には、現場と学校が実施計画案に盛り込んだ対策案に基づいて対応できるようにすること。
- 保護者に対しては、事前の説明会を開催し、野外教育活動や修学旅行などの教育的意義や活動内容のみならず、活動での想定される危険とその対策についても説明すること。また、保護者から出された意見や要望については真摯に受け止め、検討の上、必要に応じて実施計画案に反映させるとともに、その対応の仕方を保護者に伝えること。なお、感染症拡大防止等のため、事前説明会が開催できない場合は、保護者に実施内容について十分に周知すること。
- 児童生徒への事前指導は、当日の活動の説明にとどまらず、活動に必要な事前学習や安全に過ごすための技能や知識、心構えなども含め、計画的に実施すること。

## 4 市教育委員会の指導監督体制（実施内容にかかわる文書の提出）

- 届出書以外に実施計画案の提出を義務づける。実施計画案には、安全管理に関する項目を盛り込み、届出書と併せて実施2週間前までに提出させる。市教育委員会が安全管理の視点で内容を確認し、不備があれば10日前までに学校に指導・助言を行う。
- 学校は、イントラネットに掲載されている市教育委員会作成の「下見・事前チェックリスト」を活用して、計画の細部に至るまで準備が整っているかを確認し、使用した「下見・事前チェックリスト」の写しを実施計画案とともに、行事实施2週間前までに提出する。市教育委員会は、提出されたチェックリストも参考にして、学校の取り組みについて指導・助言する。
- 「当日チェックリスト」と「引き継ぎ事項」については、その写しを実施後10日以内に市教育委員会にデータで提出させる。市教育委員会はその内容を確認し、学校の取り組みに改善が必要と認められる場合は、指導をする。同様に、利用施設に改善が必要と認められる場合は、市教育委員会として利用施設へ改善を申し入れる。



## 5 実施・中止の判断基準

- 主たる活動について、実施・中止の判断基準を実施計画案に明記すること。また、児童生徒が分散して複数の体験活動を行う場合も、その活動内容に応じた実施・中止の判断の基準を設定すること。また、中止のときの別の活動内容を掲載しておく。
- 下見の時点と当日とで現場の状況に変化がないか、引率者は入念に確認するとともに、施設と情報を共有すること。
- 現地に着いてからも、判断基準の要素となる気象状況などの把握に努めること。
- 校長は、常に最新の気象情報や児童生徒の状態などを把握し、施設長と確実に協議を行い、活動の30分から1時間前までに実施・中止の判断を行うこと。
- 台風接近の場合、出発時点で現地に暴風警報が発表されていない状況であっても、帰りの行程も含め、活動に影響がないか台風の動向を把握して実施の可否を決定する。
- 台風接近がわかった時点で、同日実施校間で連絡を取り合い、情報を共有して、活動実施の可否の決定についても連携をとること。
- 修学旅行では、目的地の暴風警報が解除された場合についても、台風による影響の最新情報等から現地の状況を把握して、安全を確認してから活動を実施する。
- 豊橋市または目的地に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3以上が発令されている場合は、市の規定に従い、実施・中止の判断を行うこと。現地で活動中の場合は、道路や交通機関、学校周辺の状況などの情報を収集し、学校と連携しながら現地待機・帰校の判断や、帰校の方法について検討すること。
- 日本近辺で地震が発生した場合や、遠隔地で地震が発生した場合も津波による被害が生じるおそれがある。海岸周辺等で校外学習や課外活動等を行う際には、津波情報や自治体の避難指示等の情報収集体制等確立するとともに、高台等への避難経路を確認し、津波情報を入手した際の対応を事前に決めておくこと。
- 校外学習中に、「南海トラフ地震臨時情報」で、キーワード「調査中」が発表された場合は、直ちに全児童生徒を集合させ、人員確認を行い、帰校の準備を整えた後、帰校する。

## 6 緊急時への備え

- (1) 事故現場における児童生徒の人員確認（安否確認）
  - ・ 人員確認をいつ、だれが行うのかを指導日程細案に記述すること。
  - ・ 事故発生時の人員確認を確実にを行うために、方法と確認結果の報告（集約）体制について実施計画案に盛り込み、引率者および児童生徒に周知すること。
- (2) 活動にかかわる児童生徒名簿の管理
  - ・ 校外学習における児童生徒名簿は、参加者全体の名簿だけでなく、移動中の座席名簿、宿泊名簿など、主たる活動ごとに必要なものを作成すること。
  - ・ これらの名簿は、利用施設からの提出依頼の有無にかかわらず、必ず提出をするとともに、その管理については、個人情報保護の観点から、慎重を期すように依頼すること。
  - ・ 活動実施中は、学校および活動本部においても、実施計画案とともに各種名簿を適切に管理すること。

- ・ 個人情報に記載されている名簿(重要度Ⅱに該当)は、原則主任が携行すること。
- ・ 人員確認用の名簿は、しおりに綴じてよいが、取り扱いに注意すること。  
※人員確認用の名簿とは、児童生徒の氏名のみ名簿(重要度Ⅳ)を表す。

### (3) 緊急時の体制

- ・ 市教育委員会に提出する実施計画案に、緊急時に連携すべき関係機関（最寄の病院、警察署、消防署など）を明記するとともに、市教育委員会作成の「豊橋市野外教育センター・少年自然の家 校外学習安全マニュアル作成要領」に示した「緊急時対応図」を参考に、緊急時対応体制を整えること。
- ・ 事故発生時、被害児童生徒の症状に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を全教職員が実施できるようにしておくこと。
- ・ 事故発生時に、学校・活動本部・市教育委員会との連携が円滑に行えるように、活動実施中は「緊急時対応図」を学校にも備えておき、活用すること。
- ・ AEDの保管場所を確認しておくこと。また、万一の場合は、ためらわずに使用すること。
- ・ 活動本部の責任者である校長は、消防・警察などが設置する救助本部といち早く連絡をとって合流し、児童生徒の安全確保および人員確認に努めること。また、救助本部（活動本部）での連絡先（校長などの携帯電話など）を一元化して、学校および市教育委員会との連絡体制を確立したうえで、情報の収集、対応に努めること。

## 7 事件・事故・災害発生時における児童生徒等の心のケア

- 事件や事故が、児童生徒、保護者、あるいは教職員の心身の健康に影響を及ぼすことがあるため、学校は家庭と連携し、いち早く心身の健康状態を把握するとともに、校長は心のケアの体制づくりに努めること。
- 緊急事態に備えて平常時から関係機関との連携を図っておくこと。また、教職員はメンタルヘルスの理解とその対応について見識を深めておくこと。
- 児童生徒の健康の把握のために、保健調査を実施する場合は、対象児童生徒やその保護者に多くの負担をかけたり、心を傷つけたりすることのないように配慮して実施する。
- 市教育委員会と連携し臨床心理士等の緊急派遣を要請するなど専門家の協力を得る。

## 8 インシデントを活用した安全管理

- 市内各校から実施後に提出された「安全管理上の引き継ぎ事項」を市教育委員会が「総括」としてまとめ、各校に戻すことで、他校で起きたトラブル、他校が行った安全対策を情報として共有できるようにする。
- 「総括」にまとめられた他校のインシデントをもとに、それまでの自校の安全管理について再確認・検証することで、下見の充実、安全対策の策定を含めた実施計画案の立案に役立てる。

## 事故等発生時における心のケア

【参考資料】 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育  
文部科学省 平成 31 年 3 月発行

### ■ 事故等発生時におけるストレス症状への基本的な対応方法

- ストレス症状を示す児童生徒等に対しては、普段と変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声掛けをするなど、本人に安心感を与えることが大切である。
- ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感をもったりせずに済むようにする。
- 児童生徒等がなるべく普段と変わらない環境で安心して学校生活を送ることができるようになることで、児童生徒等に落ち着きと安全感を取り戻させることが大切である。
- 災害などの場合は、学級活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、身体を動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。
- 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことが大切である。
- ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、回復過程の一段階として経過観察することが基本である。
- 症状から A S D や P T S D が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診を勧め、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

※A S D:自閉症スペクトラム症のこと

※PTSD:「情緒不安定」「睡眠障害」「体調不良」のようなストレス症状が4週間以上長引く場合を PTSD（外傷後ストレス障害）と呼ぶ

### ■ アニバーサリー反応への対応

- 事故等を契機として P T S D となった場合、それが発生した月日になると、一旦治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー反応やアニバーサリー効果と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。
- 対応としては、事故等のあった日が近付くと、以前の症状が再び現れるかもしれ

ないこと、その場合でも心配しなくてもよいことを保護者や児童生徒等に伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

### ■ 事故等発生時における心のケアの留意点

- 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事故等でも、児童生徒等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、児童生徒等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- 特に、災害の場合には、まず、児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。
- 命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表はA S DやP T S Dであるが、事故等発生直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。また、事故等に遭遇・目撃した児童生徒等のみならず、その保護者や兄弟姉妹にも精神的な症状が発現することにも配慮しておく必要がある。
- 通学路を含めた学校における事故等発生による児童生徒等の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。

事態への対応に当たっては、児童生徒等に不要な動揺や風評が広まることのないように、児童生徒等や保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が速やかに行えるようにすることが重要である。

日ごろから応急手当等が適切におこなわれるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。
- 障害や慢性疾患のある児童生徒等の場合、事故等発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えたりすることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性および症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- 事故等発生時には、教職員も大きなストレスを受けることが多い。児童生徒等の心の回復には、児童生徒等が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、児童生徒等の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

## Ⅱ 校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けたマニュアル（通称：校外学習安全マニュアル）の作成

「Ⅰ 校外学習における安全管理体制整備のための視点」をもとに、豊橋市野外教育センター・少年自然の家での野外教育活動を中心とした「校外学習安全マニュアル作成要領」を改定した。その他の泊を伴う校外学習（修学旅行・自然体験活動など）や遠足・社会見学などの学校行事についても、各学校の実情に応じて校外学習安全マニュアルを作成し、児童生徒の安全確保に万全を期す。

### 豊橋市野外教育センター・少年自然の家「校外学習安全マニュアル」作成要領

#### 1 活動前の安全管理

##### (1) 下見の実施

- ・ 昨年度の自校の「安全管理上の引き継ぎ事項」や市教育委員会がまとめた「安全管理上の引き継ぎ事項の総括」を活用し、具体的な点検項目を作成したうえで実施すること。
- ・ 現地へ行ってみるということだけでなく、目的と計画性を明確にしたうえで、活動実施のための条件確認や安全対策を視点として下見を行うこと。
- ・ 自校の参加者数や引率者数、活動時間をふまえ、リスク（危険）を発見するという視点で施設職員との打ち合わせや、施設および周辺の活動環境の下見をすること。
- ・ 下見チェックリストを活用し、複数の視点を持ち、見落としがないようにすること。

##### (2) リスクマネジメント

一般的なリスクマネジメントの手順を資料1に示す。この手順にしたがって、校外学習安全マニュアルの作成上の留意点を示していく。

- ① リスクの発見・把握
- ② リスクの評価・分析
- ③ リスクの対処・処理
- ④ 確認・フォロー

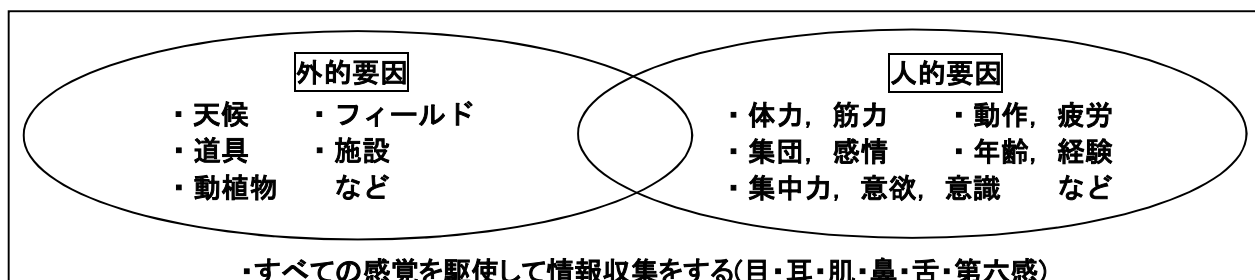
資料1: リスクマネジメントの基本的な手順

【国立青少年教育振興機構「学校で自然体験をすすめるために」より】

##### ① リスクの発見・把握

一つ目の手順は、指導者が活動中に起こりうるリスクを洗い出すことから始める。一般的にリスク要因には、人そのものにかかわる「人的要因」と、人を取り巻く環境による「外的要因」がある。リスクを洗い出す視点として資料2を参照するとともに、人的要因と外的要因が重なったときに、事故が起こりやすいことを理解しておきたい。

指導者である教師にも、校外学習の指導経験に差がある。下見で現地確認してきたことや施設職員等と打ち合わせてきたこと、校内での引き継ぎ資料や指導者の経験などをふまえるとともに、市教育委員会がまとめた「安全管理上の引き継ぎ事項」を活用し、想定されるリスクの洗い出しを行うようにする。



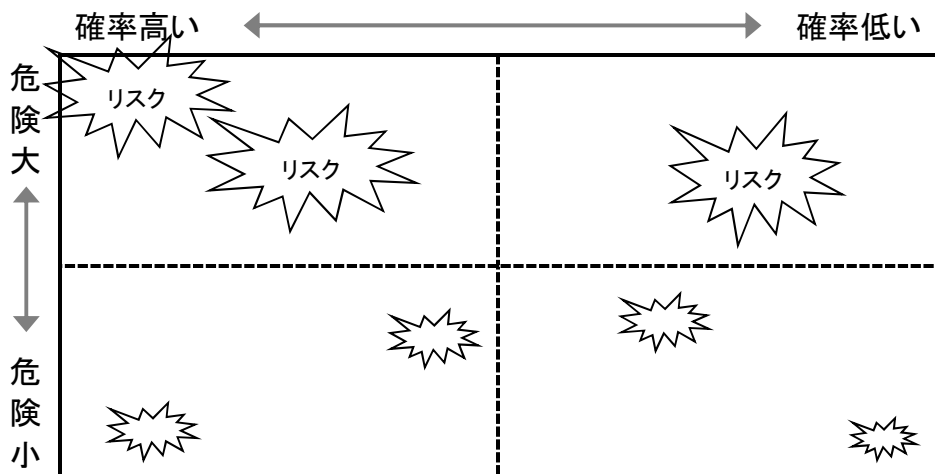
資料2: リスクの発見把握

【国立青少年教育振興機構「学校で自然体験をすすめるために」より】

## ② リスクの評価・分析

二つ目の手順として、発見・把握したリスクを危険度（危険の大きさ）、発生の確率（起こりやすさ）といった尺度で評価・分析をする。一つ一つのリスク要因は、それぞれ大きさや起こりやすさなどが異なる。また、同じリスク要因でも、活動時期や場所、活動内容などによって違いが出てくる。例えば、「大雨が降っていて雷鳴が聞こえる」といった状況と「雷注意報が発令されている」といった状況では、同じ班別分散学習を行う場合でも危険度に差がある。

洗い出したリスクが、**資料3**のどこに位置するのかを考えながら、「危険度の大小」「確率の高低」といった視点でリスクの評価・分析を行い、危険回避策や対応策を考えていく。



**資料3**: リスクの評価・分析

【国立青少年教育振興機構「学校で自然体験をすすめるために」より】

## ③ リスクの対処・処理

三つ目の手順は、リスクの評価・分析後に、それぞれのリスクに応じた危険回避策や対応策を立てることである。例えば、自然体験活動では次のような対処・処理が考えられる。

**(例) 野外炊事場の近くに茂みがあり、スズメバチが活動する時期なので心配である。**

⇒事前に指導者または施設管理者がスズメバチの巣の確認と駆除をする（リスクの軽減）。

⇒万が一のことを考え

- ・施設近隣の病院を確認し、スズメバチの手当てが可能かどうかを確かめておく。
- ・ハチに対するアレルギーを持っている子がいないかを事前に調査、把握しておく。

### ア 実施の可否判断、リスクごとの対応策

- ・ 日程のなかで、海岸での活動・フィールドワークなどに対する危険を予測し、事故を回避するための具体的な手立てや危険回避の判断の基準などを明確にし、実施計画案に盛り込むとともに、最終決定者および判断の時期（「だれが」「いつ」）については、「指導日程細案」に記載すること。
  - ・ A E Dを必要とする緊急時を想定したシミュレーションをする。
  - ・ 主たる活動についての実施・中止の判断基準を明記すること。
  - ・ 児童生徒の実態をふまえ、時間にゆとりをもたせた計画を立案すること。
- ※児童生徒が慌てたり、活動の連続で疲労が蓄積したりすることがないように配慮するこ

とが、人的要因による事故やけがの防止につながる。

- ・ 緊急避難場所については、次のとおりとすること。

◆ 野外教育センター

- a 第1次避難場所・・・炊事広場

※火災の場合はキャンプファイヤー場に避難。

- b 第2次避難場所・・・高豊地区市民館 TEL 21-2824

もしくは高豊中学校 TEL 21-2101

◆ 少年自然の家

- a 第1次避難場所・・・芝生広場

※「少年自然の家」周辺の避難所の中では標高が高い

※ 混乱を避けるため、児童生徒にはどちらか1か所に限定して指示をすること。

※ 津波からの避難場所についてはP13《各施設の標高》を参考にすること。

イ 想定されるリスクとその対応策

■ 気象によるリスクへの対応

- ・ 現地の気象情報（天候・気温・日没時間など）を事前に把握し、熱中症対策、防寒対策、気象状況に応じた持ち物、気象状況に応じた日程など、実施計画案に反映すること。

■ 火災に対する対応

- ・ 火災発生、発見と同時に直ちに放送などにより、避難の方法、避難経路、避難場所を指示すること。

■ トーチ棒・トーチトワリングに対する対応

- ・ トーチ棒につけるぞうきん等にゆるみがないか、素材は綿100%か、灯油が垂れていないか等、複数の教員で入念に道具のチェックをしておくこと。
- ・ 綿100%の長袖の上下の服を着用しているかを確認しておくこと。
- ・ トーチトワリングについては、火をつけて実施する場合は、本番と同じ条件・同じ指導者でリハーサルを行うとともに、トーチ棒やトーチ棒につけるぞうきん等の整備・確認をしておく。また、綿100%の長袖の上下の服を着用しているか、長い髪はバンダナ等でまとめているか、トーチを扱う者同士の間隔が狭くないか、水は用意してあるか、演技終了後の消火をどうするか等、複数の教員で十分に確認してから、火をつけてのリハーサルや本番に臨むこと。
- ・ トーチを扱う児童生徒に対しては、トーチ棒を水平以下に下げて持たない指導を徹底しておくとともに、万が一の危険回避行動を指導しておくこと。

《万が一の危険回避行動》

⇒トーチを上に向けていられなくなったらトーチを手放す。

⇒火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すようにする。

※【校外学習マニュアル届け出例 P.42 (2) トーチトワリングチェックリスト】参照



■ 自然災害への対応

- ・ 下記の事態への対応が速やかに行えるように、気象情報などの情報収集の時期や方法などを実施計画案に明記すること。

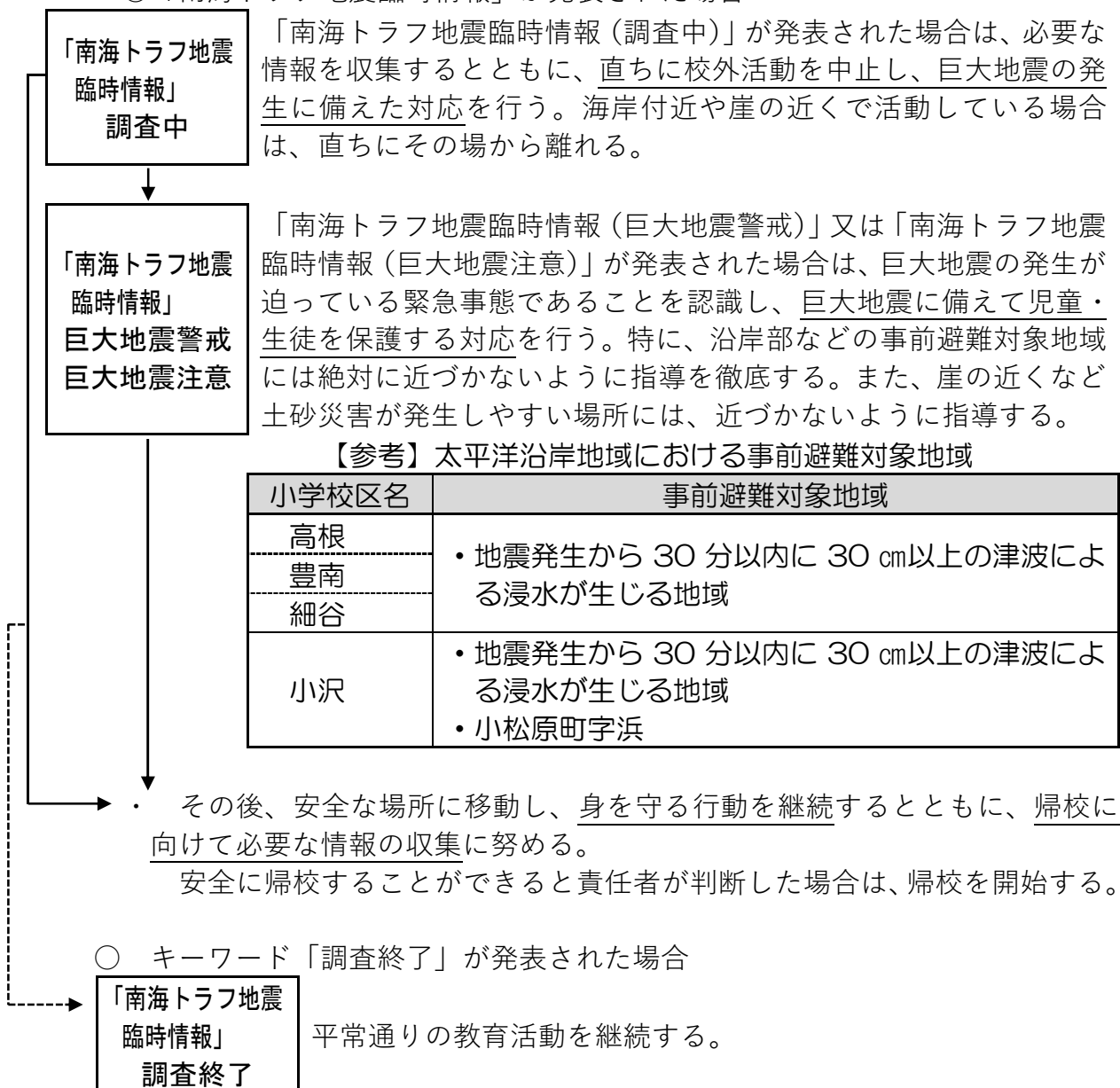
※学校教育指導要覧「第2章 7 学校保健・安全・給食 (3) 災害時における対応」参照

a 地震への対応

○ 1次避難

- ・ 緊急地震速報（震度6弱以上＝特別警報）を受信した場合、ただちに児童生徒に急報し、1次避難させる。
- ・ 館内の場合には窓などのガラスや大きな家具など落下や倒壊のおそれのある物から、屋外の場合には崖や建物などから離れ、できるだけ低い姿勢で体（特に頭部）を保護すること。
- ・ 地震が収まったら、野外教育センターでは炊事広場に、少年自然の家では芝生広場に集合させること。

○ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合





b 津波への対応

- ・ 津波注意報・警報が発表された場合は、直ちに海岸での活動を中止し、安全な場所（この場合に限り宿泊棟を優先するが、高台）に避難させること。
- ・ 大津波警報（3 mを超える津波＝特別警報）も同じ対応とする。
- ・ 海岸での活動を行う際は、津波発生時の避難経路、避難場所について児童生徒とともに現地で確認すること。
- ・ 津波からの避難を行う場合、各施設の標高を考慮するとともに、避難先までの移動経路が安全かを確認する。

《各施設の標高》

施 設		標 高
野外教育センター	キャンプファイヤー場	25m
	炊事広場	33m
少年自然の家	芝生広場	65m
	体育館	66m
高豊地区市民館		58m
高豊中学校		60m

《豊橋市南海トラフ地震被害予測調査》

（上段「過去地震最大モデル」想定 下段「理論上最大モデル」想定）

太 平 洋 側			
津波到達時間	7分	津波高	6.9m
	4分		19.0m

《緊急情報伝達システム》

野外教育センター・少年自然の家の周辺地域には、緊急情報をサイレンや音声で知らせる屋外拡声子局が設置されており、「緊急地震速報」「南海トラフ地震臨時情報」「津波注意報・警報」「避難指示等発表」「災害復旧に関する行政情報」などが伝達される。サイレンや放送が聞こえたら活動を止め、耳を傾け、放送の内容に応じた避難行動をとること。

（放送を確認したい場合、**55-4360、55-4361、55-4362** に電話をすると再度聞くことができる）

c 落雷への対応

施設の建物のすぐ近くで活動している場合（例：キャンプファイヤー、野外炊飯）は、雷注意報が発表されたら入道雲や黒雲、突風や気温の低下、激しい雨、かすかであっても雷鳴がないかなどについて、複数の教員で状況を把握し、落雷の危険があると判断される場合は活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内に退避させる。

施設の建物から離れて活動する場合（ウォークラリー、海岸での活動など、近くに適切な避難場所がない場合）については、少しでも危険と判断される場合は、直ちに施設に戻り、建物内に避難して屋内での活動に切り替える。また

は活動前に判断できる場合は、最初から屋内での活動に切り替える。

※季節や気候、施設の立地条件、気象状況（雷雲の位置や動き）など、さまざまな情報をもとに、活動内容や活動時間を考慮に入れ、施設の長となる者と校長が協議し、児童生徒の安全確保を最優先に判断する。

※稲光を確認したり、雷鳴が聞こえたりした場合は、すみやかに屋内に避難すること。10 km 圏内は落雷の可能性があるため。

d 暴風警報などに対する対応

- ・ 事前に気象情報を入手し、台風などの動向を把握し、活動実施の可否について決定すること。
- ・ 活動中、警報が発表された場合は、活動を中止し、安全な場所に避難すること。
- ・ 状況により、建物の中で安全に過ごすか、帰校するかを決定すること。
- ・ 帰校するにあたり、児童生徒を輸送する方法についても確認し、手配できるようにしておくこと。
- ・ 引き取りとなる場合は、保護者への連絡、確実な引き取り方法について確認しておくこと。

《台風接近・通過後における対応》

○台風接近が予想され、中止・延期する場合

- ・ 保護者や関係機関（施設・バス会社・食材業者）に連絡をとる。

○延期する場合の手続きについて（市の施設を利用する場合）

- ① 学校は、延期連絡と延期予定日を学校教育課（担当）まで連絡をする。
- ② 学校教育課から関係機関（施設や看護師、バス会社）に、中止連絡と延期予定日を連絡する。
- ③ 関係機関より「延期可能」との確認ができれば、学校教育課から学校へ連絡する。
- ④ ③の確認連絡後、学校は保護者に延期日の連絡をする。

※施設が延期可能でも、バスの輸送ができない場合もあるので、上記③④の対応をとる。

- ・ 台風通過後、施設点検が行われ、安全が確認された後に実施可能となる。
- ・ 受け入れ可能な場合でも、再度の下見や直前の下見、施設周辺部の下見を行い、計画の変更や複数の変更プランを用意しておくようにする。特に、海岸の状況は一変することに留意しておく。

e 大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3以上が発令されている場合の対応

- ・ 事前に気象情報を入手し、大雨などの動向を把握し、活動実施の可否について決定すること。
- ・ 活動中、警戒レベル3以上が発令された場合は、警戒レベルに応じて活動の継続・中止を判断すること。中止の判断をした場合は、安全な場所に避難すること。
- ・ 状況により、現地で待機するか、帰校するかを決定すること。
- ・ 道路や交通機関の状況、学校周辺の状況などの情報を収集し、学校と連携しながら帰校の方法を検討すること。
- ・ 引き取りとなる場合は、保護者への連絡、確実な引き取り方法について確

認しておくこと。

f 気象にかかわる特別警報に対する対応

- ・ 活動中、特別警報が発表された場合は、直ちにあらゆる活動を中止し、安全な場所に児童生徒を確保すること。
- ・ 状況により、建物の中で安全を確保するか、より安全な場所へ避難するかを決定すること。
- ・ 気象情報の収集に努めるとともに、学校や現地の警察・消防とも連絡を取り合いながらその後の対応を決めること。

g 竜巻に対する対応

- ・ 野外活動実施中の学校は、学校に届いた竜巻注意情報を活動本部に伝えること。
- ・ 竜巻注意情報を入手したら活動の中止についても検討し、必要に応じて安全な場所に避難させること。

h 熱中症に対する対応

- ・ WBGT等により環境条件を把握し、「熱中症予防運動指針」(P29)を参考に活動実施の可否、または活動内容等の変更について決定すること。
- ・ 熱中症の発症リスクは、発達段階や体格、当日の体調により大きく左右されることから、活動の実施に当たっては、個人の条件を考慮すること。
- ・ 熱中症対策用として準備する飲料やタブレットについても、成分表示を確認の上、服用させること。  
<例>麦茶に含まれる「麦」や熱中症タブレットに含まれる「乳」など

i 自然の動物・植物などによる危険への対応

○スズメバチ・アシナガバチ

【活動前】・巣の存在を確認した時点で、除去を依頼すること。

- ・ 黒っぽい帽子や衣服の着用は避けるよう指導すること。

【活動時】・活動中に発見した場合はハチを撃退せず、巣から遠ざかること。

【緊急時】・刺された場合は、医療機関へ運ぶこと。

※ アナフィラキシーの症状がおきているか至急確認し、症状がでている場合は、直ちに救急車の要請をする。

○マムシ、ヤマカガシ、ムカデ

【活動前】・むやみにヘビやムカデに触れたり、捕まえたりしないように指導すること。

【活動前】・マムシやヤマカガシ・ムカデに関する情報を、児童生徒に伝えておくこと。

【緊急時】・マムシやヤマカガシに咬まれた場合は、救急車の要請をする。

○かぶれる植物(ヤマウルシ・ヤマハゼ)、とげのある植物(カラスザンショウ・メリケントキンソウ等)

【活動前】・下見で確認した場合は、コースの変更、除去の依頼等をする。

- ・ 植物の特徴(例:葉のつき方、葉を茎や枝につないでいる細い柄が赤くなっているなど)を児童生徒に伝えておくこと。
- ・ 長袖のズボンやシャツを着用して、肌がふれないように指導する。

【緊急時】・かぶれる植物に触って炎症が起きた場合は、迅速に対応する。

(水で洗い流す、炎症や痛みが激しい場合は、医療機関へ搬送する。)

※ 上記の危険への対応については、事前指導のなかで、児童生徒に指導・訓練をし、周知しておくこと。

※ 上記に加えて、がけ崩れや河川の増水など、施設周辺の活動環境についても、過去の事実や現況などについて情報収集に努め、対応策を立てておくこと。

#### j 弾道ミサイル発射に係る対応

(国民保護ポータルサイト「弾道ミサイル落下時の行動について」参照)

○Jアラートを通じてミサイル発射の緊急情報が発信されたとき

状況に応じて、落ち着いて、直ちに避難行動をとる。

- ・屋外にいる場合…近くの建物の中に避難する。
- ・建物がない場合…物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・屋内にいる場合…窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

○日本の領土領海に落下する可能性があるかと判断されたとき、落下したとき

・迅速かつ正確な情報収集に努め、避難解除の指示まで避難行動をとる。

○日本の領土領海の上空を通過したとき、または領土領海外に落下したとき

・避難行動を解除する。

#### k 各学校で実践された新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に係る対応

感染症対策をしっかりと計画に組み込み、安全に行事が実施できるようにする。

(□印は各学校で実践されている対策例)

【計画】・2週間前からを目安に出発当日まで健康観察を実施する。

- ・朝、夕の定期的な検温を計画に位置付ける。
- ・校外学習中は、手を拭くタオルやハンカチ等を個人持ちとして、共用しないようにする。
- ・3密「①換気の悪い密閉空間」「②多くの人々が密集」「③近距離での会話や発声」という3つの条件が同時に重ならないように計画を立てる。
- ・集合場所は、可能な限り開放した広い場所を確保し、集合の方法、学級や列の間隔・前後の隊形、移動方法や経路について余裕をもたせる。学級単位等の点呼、指導等は短時間で実施する。
- ・最寄りの医療機関の連絡先を緊急時対応図に位置付ける。
- ・当旅行(行事)における保険の適用範囲を確認する。  
感染は適用されるか。/ 保護者迎いの運賃は保障されるか。 等  
キャンセル料が発生する条件についても、契約時から旅行会社に確認し、計画を立案していく。
- ・発症または発症の疑いがある児童生徒への対応を確認しておく
  - ① 管理職への報告、ならびに旅行業者(担当者)への連絡。
  - ② 発症者と集団の接触を断つ。
  - ③ 保護者への連絡。
- ※ 救急車要請の基準(呼吸が苦しい、意識が朦朧など)
- ・「日程と安全管理上の留意点」に感染症対策を記載する。

- マスクや消毒液、除菌ペーパーなどは各自、各家庭の判断に任せた。
- 延期の可能性を見越して、複数回の下見を予算計上した。
- 行事の保護者説明会や学年集会の形での事前指導をオンラインで行った。

【事前指導】・校外学習実施中の感染症対策について指導をする。

感染予防の行動 / 手洗いや咳エチケット /

乗り物乗車中や食事中、大浴場入浴中の会話を控える 等

- ・貸切バスを利用する際は、マスク着用を基本とし、会話を控えめにするこ  
とを指導する。できるだけ、座席の間隔を空けたり、乗車人数を減らした  
りする配慮をする。

食事場所での感染症対策として、パーテーションの設置や座席の向きなど  
を飲食店などにお願ひし、黙食をすることを事前指導した。

食事を半分の人数で分け、交互に食事をとることで、多くの人数が一度に  
集まらないようにした。

【実施中】・体調不良者が出た場合は、最寄りの医療機関や保健所の指示を仰ぐ。

- ・状況によっては、一部または全部の児童生徒を待機させるなどの指示を出  
すことが考えられる。

- ・情報を集めながら、どのような方法が適切なのかを校長が判断する。

初日の朝、児童は集合時に戸外で検温と健康チェックを行い、その後で集  
合場所に合流する動きを取るようにした。

就寝時の布団を頭が互い違いになるように敷いた。

【事後】・行事終了後、2週間を目安に健康観察を継続して実施する。

#### ④ 確認・フォロー

- ・ P 4 「活動後の安全管理に対する評価」を参照のこと

### (3) 参加者の把握

- ・ 各種名簿（活動ごとの名簿、宿泊時の名簿など）を用意すること。
- ・ 誰が、どの名簿を所持しているかを実施計画案に明記し、名簿の取り扱いについては  
留意すること。
- ・ 事前に健康調査を行い、食物アレルギーや薬の服用など配慮が必要な児童生徒の情  
報やその対応について引率者で共通理解しておくこと。
- ・ 常備薬など、薬を持参する場合は、携行用のリュック等に入れること、1日目の集合  
の際に持参しているかどうかを確認すること、保護者の同意を得ておくことなど、事前  
説明会で確実に説明し、理解と協力を得ておくこと。

## 2 活動中の安全管理

### (1) 現場の状況の再確認

- ・ 下見時から状況の変化はないか、設備の安全性、危険な生物、外部不審者の侵入  
などの確認をすること。
- ・ 避難経路やAEDの保管場所などを児童生徒とともに現地で確認すること。

### (2) 気象状況の把握

- ・ 現地でも気象台の発表を確認するなどして、気象状況などの把握に努めること。
- ・ 気象台の発表内容を確認すること。

- ・ 雷、竜巻、集中豪雨による増水、がけ崩れなど、事前の予報では把握できなかったことについて、情報収集に努めること。
- ・ 情報収集の手段が不十分な場合、必要に応じ学校と連絡して情報収集を行うこと。
- ・ 気象情報の収集は、各活動の30分から1時間前に行い、それをもとに実施判断を行うこと。

(3) 活動直前の児童生徒の健康状態の把握

- ・ 定時の健康チェックに加え、主たる活動開始前にも健康チェックを行い、児童生徒の健康状態を把握したうえで、活動への参加・不参加について適切に判断すること。

(4) 安全にかかわる現地指導・監督

- ・ 活動内容、活動場所について十分な知識をもっていない児童生徒に対して、現地での行動やさまざまな情報について事前指導を行い、安全意識を高めること。
- ・ 利用施設で想定される具体的なけがの事例をあげながら事前指導をすることで、施設の安全利用と事故防止に努めること。
- ・ 薬の服用の仕方、アレルギーを引き起こす食材の確認、けがややけどを防ぐための道具類の安全な使い方なども併せて現地で事前指導を行うこと。
- ・ 屋内外にかかわらず、暑いときや長時間活動するときは、こまめに水分を補給し適宜休憩を入れること。また、心身に不調を感じたらすぐに申し出るように指導しておくこと。
- ・ 児童生徒一人一人の様子を監督し、事故やけがの発生が予見された場合、引率教員は速やかに管理職に報告、相談するとともに、施設職員や現地スタッフと連携を図りながら、適切なタイミングで個別指導や全体指導を行うこと。

(5) 活動中の各時点の確認について

- ・ 活動時名簿や健康調査票を活用し、活動中にも適宜その状況を確認すること。
- ・ 現場の状況に変化はないか、常に確認すること。
- ・ 引率教員は、互いに随時連絡を取り合い、情報の共有を図ること。

### 3 活動後の安全管理に対する評価

- ・ 下記に示した観点を参考に、改善すべきと思われる事項を記録し、次年度の実施計画立案にいかしていくこと。

- ① 下見や計画立案について
- ② 事前指導や説明会等について
- ③ 情報（気象など）収集方法や通信手段について
- ④ 児童生徒の健康管理、食物アレルギー対策について
- ⑤ 交通機関（鉄道、バス、タクシー）の利用や施設・設備について
- ⑥ 各活動プログラムについて  
野外炊飯、ウォークラリー、キャンプファイヤー、トーチトワリング  
分散学習、自然体験活動など
- ⑦ 感染症対策について
- ⑧ その他

#### 4 事故発生時の注意事項・緊急時対応図

##### (1) 事故発生時

- ・ 児童生徒の安全確保を最優先すること。
- ・ 安全を確認し、被害状況など現状把握をすること。

##### (2) 「119番」(最寄りの消防署)、「110番」(最寄りの警察署)への通報要領

- ・ 緊急時には、ためらうことなく「119番」通報を最優先すること。
- ・ 現場の位置、負傷者などの状況、負傷理由などを正しくはっきり知らせること。

##### (例)

「私は、豊橋市立〇〇学校の△△です。」

「〇〇町の(施設名)において野外教育活動を実施中に事故が発生しました。  
救急車(救助)をお願いします。」

「オリエンテーリング中に落石事故に遭い、生徒3名が頭部に損傷を負い、  
多量の出血があります。うち1名は意識不明です。」

「事故現場は、県道〇〇線、△△交差点付近の山道です。」

「私の携帯番号は、〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。」

- ・ 教職員は、事故現場(施設)近くの道路まで出て、救急車やパトカーなどの誘導を行うこと。必要があれば車両などの進入路の確保(障害物の撤去など)を行うこと。
- ・ けがをした際の医療機関への搬送は、救急搬送もしくはタクシーでの搬送とすること。教職員の自家用車で児童生徒を搬送しないこと。

##### (3) 応急処置(救急法)

- ・ 児童生徒の安全確保および応急処置を可能な限り行うこと。  
※二次災害の防止にも、極力配慮すること。
- ・ 「**救急蘇生法・心肺蘇生法の手順**」(P37)を参照し、救急隊が到着するまで救命処置を続けること。また、「**食物アレルギー対応の実際**」(P40)、「**熱中症対応フロー**」(P41)を参照し、必要な処置を行うこと。
- ・ AEDの保管場所を確認しておくこと。万一の場合はAEDをためらわず使用すること。

##### (4) 学校への通報要領 [携帯用マニュアル「校外学習事故報告(第一報)」参照]

- ・ 現地から通報を受けた学校は、状況を整理し、速やかに豊橋市教育委員会学校教育課に通報すること。

【連絡先】 昼・・・学校教育課(0532-51-2826)

夜間・・・主 幹 ( )

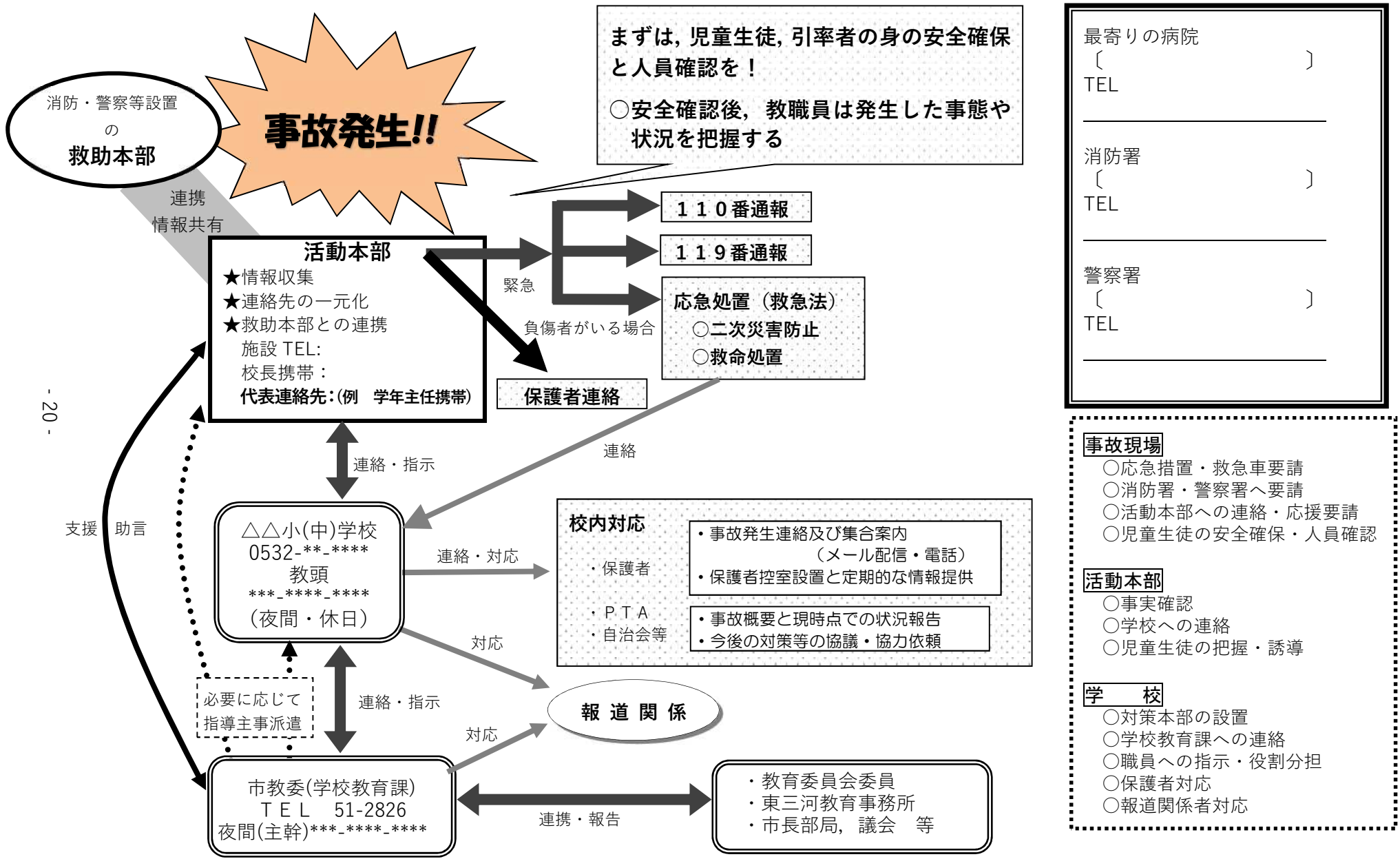
※主幹の電話番号は第1回校長会議(4月初め)で周知する。

##### (5) 情報収集と学校・市教育委員会との連携

- ・ 校長は、現場での対応決定と指示を本務とするので、代表連絡先となる連絡員は校長以外の者とすることが望ましい。活動本部と救助本部(事故現場)が離れている場合は、それぞれに連絡員を指定すること。(例 校務主任と学年主任など)
- ・ 現場では、代表連絡先を一元化し、学校との情報共有を図ること。
- ・ 事実関係(いつ、どこで、だれが、何を、どうした など)、被害状況や被害拡大状況、緊急性・重大性の程度、発生原因などの情報を収集すること。
- ・ 新たな情報を入手したら速やかに学校に通報し、学校は市教育委員会に連絡すること。なお、必要に応じて学校や市教育委員会に支援を要請すること。



# 緊急時対応図





## 5 携帯用マニュアル

### (1) 校外学習事故報告（第一報）の内容について

学校 → 学校教育課	電話 (0532) 51-2826
	FAX (0532) 56-5104

#### 《学校からの報告内容》

- |   |              |
|---|--------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 学校名、報告者職名、報告者氏名</li><li>② 事故発生日時</li><li>③ 事故発生場所、施設名、住所、電話番号</li><li>④ 事故の概要（なにが、どうして、どうなったのか）</li><li>⑤ 被害者の状況（可能なら被害の拡大状況または拡大予想も）<ul style="list-style-type: none"><li>・被害児童生徒氏名、性別、けがの状況</li><li>・被害児童生徒数、全児童生徒数（参加学年のみ）</li></ul></li><li>⑥ 対応状況<ul style="list-style-type: none"><li>・応急措置の状況、児童などの避難状況など</li><li>・現場引率者の対応状況、人数など</li><li>・警察、救急車の出動要請</li><li>・救急車要請の場合の付添引率者氏名</li></ul></li><li>⑦ 活動本部の連絡先<ul style="list-style-type: none"><li>・現場引率者の氏名と携帯電話番号</li></ul></li><li>⑧ その他<ul style="list-style-type: none"><li>・電話報告後、事故速報（様式53-1）を作成する</li></ul></li></ol> | <b>報告内容例</b> |
|---|--------------|

### (2) 事故発生時、第一報報告後に活動本部・学校が行うべき内容について

#### 活動本部

- ① 児童生徒の安全確保と人員確認・安否確認を最優先する。
- ② 「5W1H」を明らかにした具体的な情報収集に努め、現場の状況や今後の見通しなども含めて、指定された連絡員が学校との連絡を取り合う。
- ③ 警察・消防などが設置した救助本部と連携をとる。
  - ・救助本部には、必ず校長以下、複数の教職員が待機する。
  - ・救助隊に参加者名簿を提出し、協力して児童生徒の人員確認を行う。
  - ・被害を受けた児童生徒の人数・氏名・性別・学年・学級などを確認し、その状況や搬送先の病院などの情報を、速やかに学校に伝える。
  - ・児童生徒が病院に搬送される場合には、必ず引率者が付き添う。

#### 学校

- ① 学校にいる教職員を集め、事実把握の確認、人員配置・役割分担の確認、命令系統の確認を行う。
- ② 保護者への事故発生連絡（メール配信や電話連絡など）を速やかに行う。

- ・「いつ」、「どこで」、「何が」起こったのか
- ・現在の状況を簡潔に
- ・この後、保護者は「いつ」、「どこに」集合するのか

- ③ 被害を受けた児童生徒に関する情報を入手したら、当該児童生徒の保護者にいち早く状況を連絡する。
- ④ P T A 役員、学校評議員（自治会長）などへの連絡
  - ・「緊急 P T A 役員会」、「緊急評議員会」の開催連絡
  - ・今後の対策や動きについての協力依頼
  - ・保護者説明会での協力依頼 など
- ⑤ 時系列を明確にした記録をとる。  
※会話などは、できる限りありのままを記録する。
- ⑥ 報道関係者の取材に対しての対応は、窓口を一本化して行うのが望ましい。
  - ・門扉への張り紙
  - ・記者会見の予定
  - ・必要に応じて「控室」の設置

## 6 届出書・実施計画書の作成および提出について

(1) 泊を伴う行事に係る「学校行事について（届出 様式 31-1 号）」について

※ 学校教育指導要覧 「第2章 8 校外学習（行事）」参照

- ・ 2週間前までに「(2)実施計画案」を添えて学校教育課担当指導主事に提出する。
- ・ 活動の趣旨や目的を具体的に示す。
- ・ 「教育的効果」と「安全の確保」について重点を置き、以下のことを明記する。
  - a 同じ場所で主たる活動を経験している教員の有無
  - b 使用施設の連絡先
  - c 安全管理上の引き継ぎ事項に基づく留意点
- ・ **「(2)実施計画案」と併せ、校長の決裁を受けて提出する。**

- |  |           |            |       |
|--|-----------|------------|-------|
| 1 行事の種類                                | 2 期 日     | 3 参加予定児童生徒 | 4 引率者 |
| 5 目的地（場所）と主な活動                         | 6 目的      |            |       |
| 7 目的達成への具体的方法                          |           |            |       |
| (1)安全管理上の引き継ぎ事項に基づく留意点 (2)事前指導 (3)事後指導 |           |            |       |
| 8 経 費                                  | 9 その他参考事項 |            |       |

(2) 実施計画書の作成について

- ・ 安全管理に関する項目を盛り込んだ実施計画書を作成し、2週間前までに「(1) 学校行事届出」と併せて学校教育課担当指導主事に提出する。
- ・ 以下の行事を実施する際に、実施計画書を作成する。

- 泊を伴う行事（野外教育活動、自然体験活動、修学旅行など）
- 泊を伴わないが、危険を伴うと判断される行事（長距離歩行、河川や海岸での活動など）
- 泊を伴わないが、班別で児童生徒だけで行動する行事（名古屋分散学習、職場体験活動など）

- |   |                                    |                    |            |
|---|------------------------------------|--------------------|------------|
| 1 | 期日                                 | 2                  | 目的地（場所）    |
| 3 | 日程(ここには記述しない) ※「指導日程細案」を別添として提出    |                    |            |
| 4 | 安全管理について                           |                    |            |
|   | (1)引率者及び指導体制・組織                    | (2)旅行取扱業者（修学旅行のみ）  |            |
|   | (3)主たる活動の実施判断基準                    |                    |            |
|   | (4)自然災害や気象状況により想定される危険への対応について     |                    |            |
|   | (5)その他の想定される危険への対応について             | (6)傷害保険などの有無       |            |
|   | (7)事故発生時の緊急対応図【別添】                 | (8)児童生徒への事前指導内容と計画 |            |
|   | (9)人員確認と参加児童生徒名簿                   |                    |            |
|   | (10)食物アレルギーを含む、健康上配慮を必要とする児童生徒への対応 |                    |            |
| 5 | 持ち物                                | 6                  | 主たる活動の細案   |
|   |                                    | 7                  | 事故発生時の注意事項 |
| 8 | 携帯用マニュアル                           |                    |            |

(3) チェックリストの扱いについて

①「下見・事前チェックリスト」について

- a 実施計画案提出時（2週間前）にあわせて提出する。
- b 実施計画立案や準備の点検・確認に役立てする。

・**校長による決裁のうえ、提出する。**

②「当日チェックリスト」「安全管理上の引き継ぎ事項」について

- a 行事終了後、10日以内に内部共通事務システム・メールまたは校務支援システム・メッセージに添付してデータで提出する。
- b 当日の安全対策の確認に役立てるとともに、次年度の活動への引き継ぎ事項を項目に沿って記録しておく。

※ 提出するチェックリストの原本は学校内で保管する。

③ 行事終了後の反省と記録の保管などについて

「当日チェックリスト」「安全管理上の改善すべき引き継ぎ事項」などを活用して事後評価を適切に行い、次年度の担当者に反省点が引き継がれるようにすること。また、児童生徒用および教員用の「しおり」や作成した書類などについても管理・保管する場所を決め、いつでも確認・活用できるようにすること。

④ 施設利用に関する申請書・報告書などの作成について

・下記施設を使用する場合は、「学校教育指導要覧」に定められた申請書を提出すること。

- a 野外教育センター・・・使用承認申請書、施設・物品使用申請書  
野外活動のしおり3部
- b 少年自然の家・・・使用承認申請書、使用料減免申請書  
施設・物品使用申請書、野外活動のしおり3部

(4) その他

別添資料として提出するもの

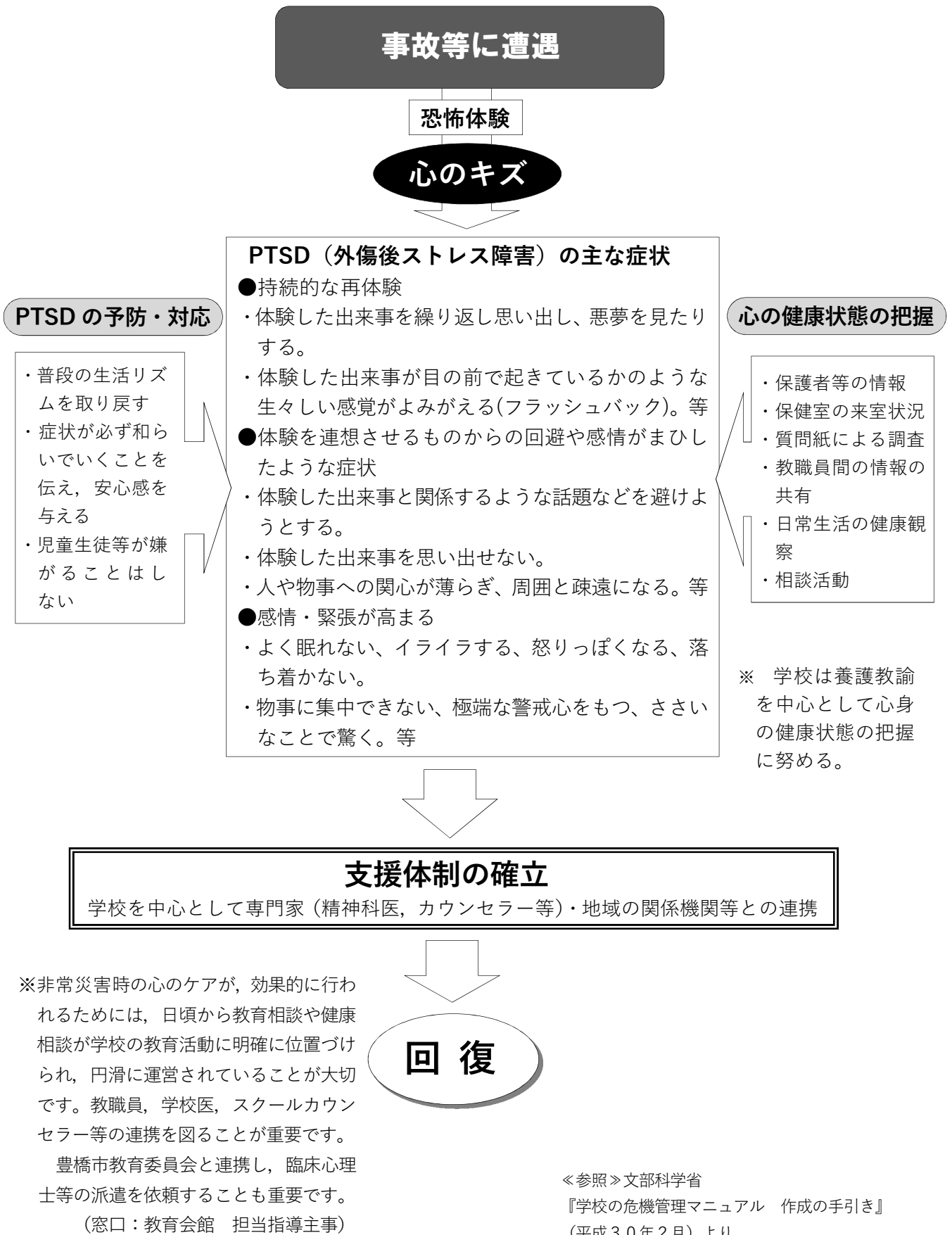
- ・ウォークラリーなどを実施する場合のコース図・C P・危険個所を示したもの  
……………実施計画案提出時にあわせて提出
- ・食物アレルギー等配慮が必要な児童生徒の情報（アレルゲンや対応等を示したもの）  
……………前日までに提出

■ 参考資料1 「校外学習（行事）等に係わる提出書類と提出期限、提出先」

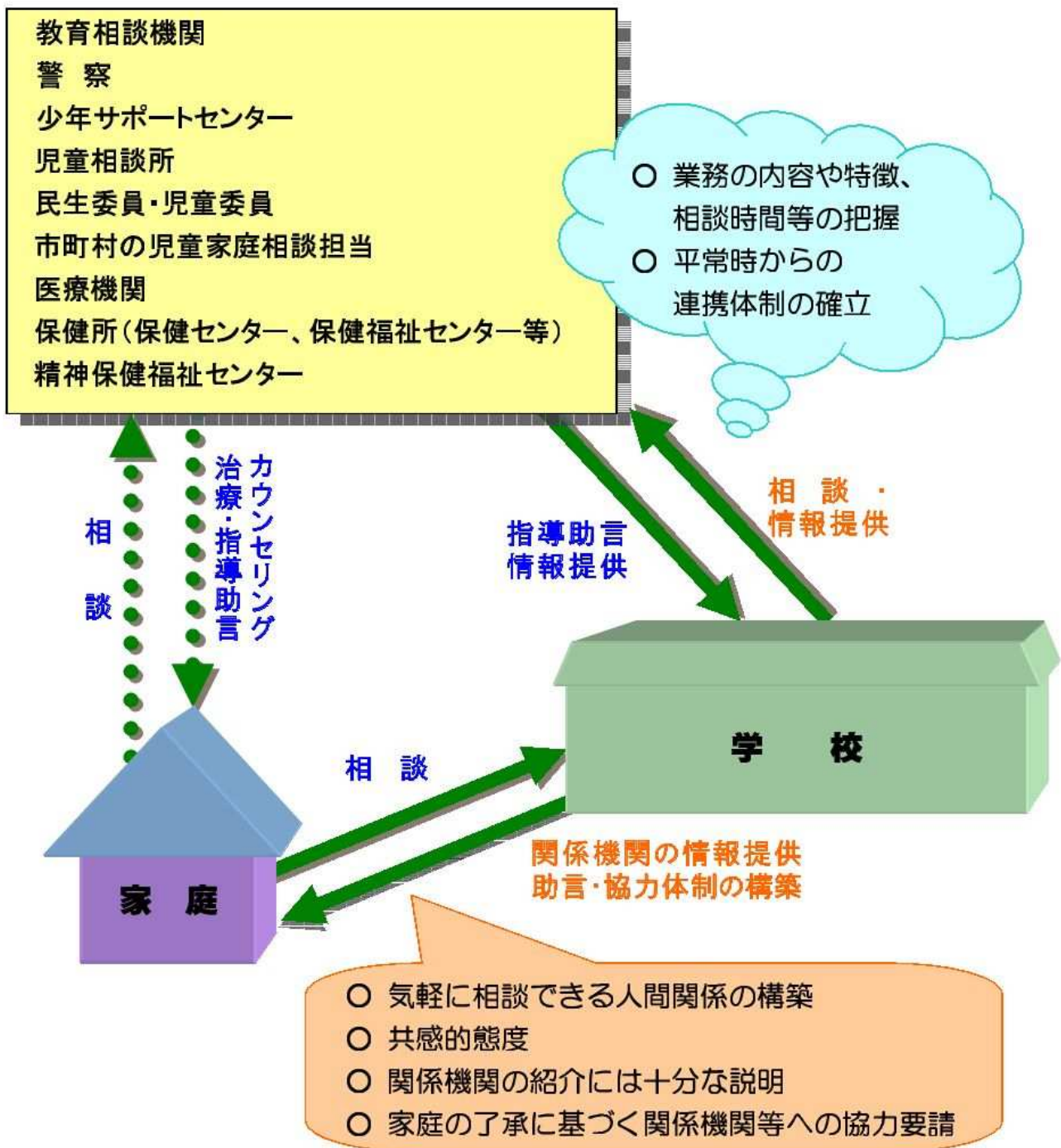
	提出する書類	提出期限	提出先
1	<p>■泊を伴う行事 野外教育活動、自然体験活動、修学旅行など</p> <p>■泊を伴わないが、危険を伴うと判断される行事 長距離歩行、河川や海岸での活動など</p> <p>■泊を伴わないが、班別で児童生徒だけで行動する行事 名古屋分散学習、職場体験活動など</p> <p>①「学校行事について（届出 様式31-1）」 ②「実施計画案」（別添「指導日程細案」） ③「下見・事前チェックリスト」の写し ④「ウォークラリー実施時のコース図」 ⑤「食物アレルギー等配慮が必要な児童生徒の 情報（除去食の対応等）を示したもの」 は別添資料として提出する。</p>	<p><b>出発の2週間前 までに、①～④を セットで提出</b></p> <p><b>※出発前日まで に⑤を提出</b></p>	<p>学校教育課・ 学校安全担当 指導主事</p>
2	<p>（上記1に該当する行事の場合）</p> <p>①「当日チェックリスト」 ②「安全管理上の改善すべき引継事項」 ※火をつけてトーチトワリングを実施した学校は、 「トーチトワリングチェックリスト」も提出する。</p>	<p>終了後10日以内 <b>※電子データで</b> ⇒内部共通システムメールまたは 校務支援システムメッセージ</p>	<p>学校教育課・ 学校安全担当 指導主事</p>
3	<p>■その他の校外学習で、遠足など校区外での活動の場合</p> <p>①「学校行事について（届出 様式31-1号）」 ※「実施計画案」は提出しない。ただし、届出様式の「日 程と安全上の留意点」の項目に、安全管理について 具体的に記述する。</p>	<p>出発の10日 前まで</p>	<p>学校教育課・ 学校安全担当 指導主事</p>
4	<p>■その他の校外学習で、校区内（中学校区）での活動や、 バス利用による見学活動などの場合</p> <p>①「学校行事について（届出 様式31-2号）」 ※わくわく体験活動は様式31-2ではなく、わくわく体 験活動の確認報告書(様式1)のみの提出でよい。</p>	<p>出発の10日 前まで</p>	<p>学校教育課・ 学校安全担当 指導主事</p>
5	<p>豊橋市野外教育センター利用時</p> <p>①「申請書（3種類）」〈使用承認・施設物品・減免〉</p>	<p>出発の2週間 前まで</p>	<p>生涯学習課・ <b>野外教育センター</b></p>
6	<p>豊橋市少年自然の家利用時</p> <p>①「申請書（3種類）」〈使用承認・施設物品・減免〉</p>	<p>出発の2週間 前まで</p>	<p>生涯学習課・ <b>少年自然の家</b></p>
7	<p>市外施設を利用する場合（中学校のみ）</p> <p>①交付申請にかかる書類、様式1、2、3</p>	<p>事業実施日 10日前まで</p>	<p>学校教育課・ 学事グループ</p>
8	<p>市外施設を利用する場合（中学校のみ）</p> <p>①実績報告にかかる書類、様式4、5、6</p>	<p>事業完了後 10日以内</p>	<p>学校教育課・ 学事グループ</p>

## ■ 参考資料2 「児童生徒の心のケア」

### (1) 基本的な対応方法



(2) 心のケアのための家庭や関係機関との連携



＜参照＞愛知県教育委員会

「あいちの学校安全マニュアル ―子どもの安全と安心のために―」

（令和3年3月改定）より

■ 参考資料3 「校外学習を安全に行うための下見の位置づけとその具体例」

計画立案

●リスクの発見と把握

- 児童生徒の実態把握（集団の実態・特性、健康面で配慮すべき点など）
- 行事の教育的意義とねらいの明確化
- 校内の前任者から安全管理上の配慮事項や問題点への対策等の引き継ぎ
- 「次年度への安全管理上の引き継ぎ事項の総括」（インシデント）による他校の取り組み状況の確認



- 計画・立案（日程、内容、指導体制、緊急時、延期時の対応など）に反映
- 下見チェックリストを基本にした学校独自の下見チェックリストの作成  
※現地で確認・点検すべき項目のリスト化
- 下見チェックリストに基づいた下見計画の作成

下見

●リスクの発見と把握

- 確認もれのないように下見チェックリストに基づく現地調査
- 行程・コースの適切さ・雨天時の代替案 ※児童生徒の立場で状況を確認
- 危険箇所のチェック、安全対策や緊急事態への対応方法の確認
- 施設職員・交通機関（鉄道・バス・タクシー）との情報交換や打ち合わせ
- 児童生徒への事前指導や保護者説明会などに利用する資料の収集  
※例）活動場所や危険箇所の撮影、避難場所などの地図資料、など

下見をふまえた計画の見直し

●リスクの評価・分析と対処・処理

- 下見で確認したことの実施計画案・指導日程細案への反映
- 職員会議での実施計画案等の協議



- 児童生徒への事前の安全指導  
安全に過ごすための心構え  
や留意事項

- 保護者説明会  
教育的意義、活動内容  
想定される危険と対策

直前（当日）の下見

●リスクの対処・処理とその確認

- 天候・気温のチェック
- 行程・コースの再確認
- 危険箇所の再確認
- 新たな危険への対策
- 指導者・スタッフの役割と配置
- 直近で同様の行事を実施した学校からの情報収集

校外学習 実施

事後の安全管理面の評価と次年度への引き継ぎ

●確認とフォロー

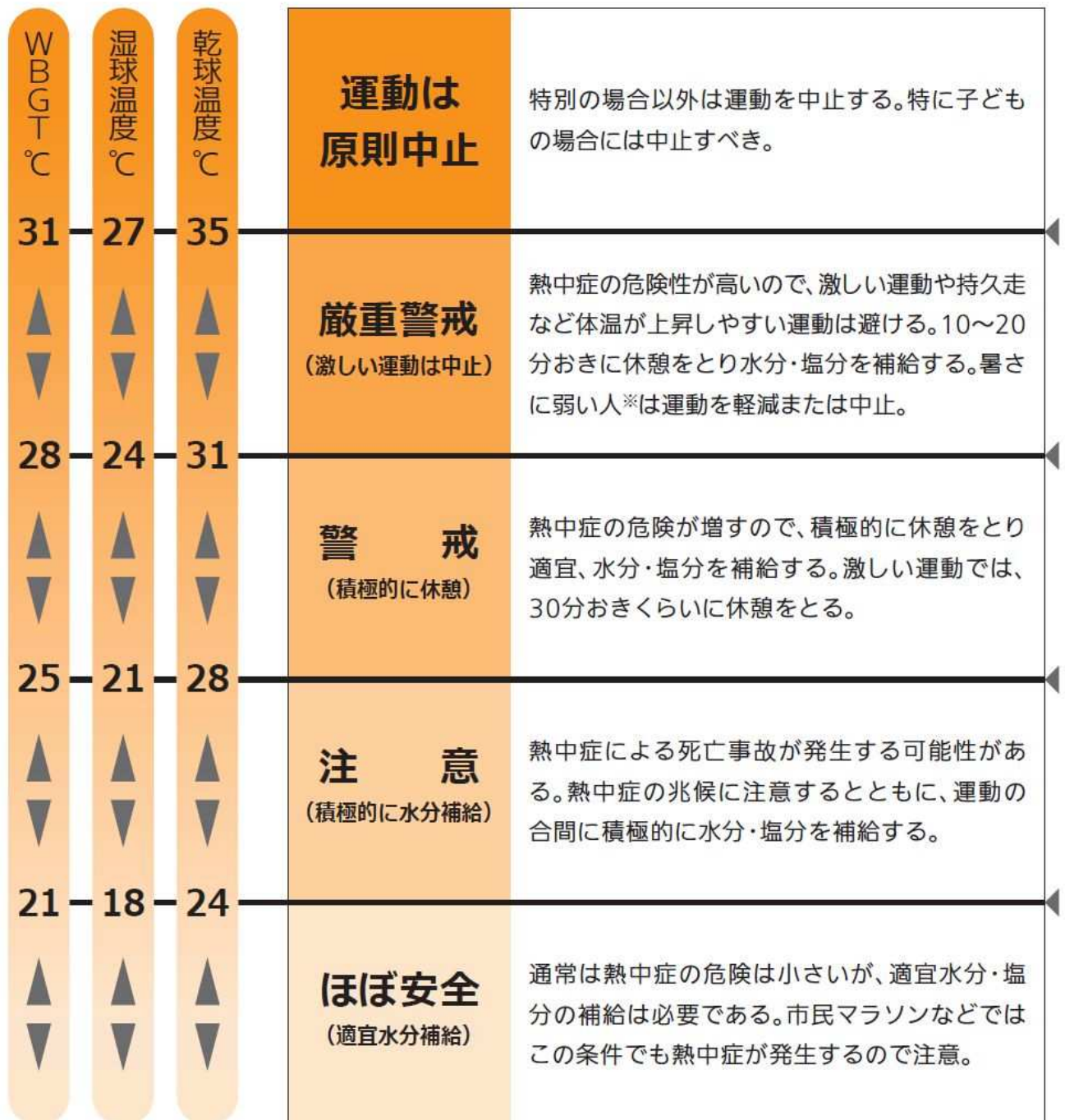
- 安全管理上の配慮事項等の評価 → 改善すべき事項の引き継ぎ資料化。  
※「どんな配慮が安全管理に有効だったか」「問題発生時の対策」

次年度の計画立案や下見計画に反映



■ 参考資料4 「熱中症予防運動指針」

【出典：「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公財 日本体育協会）令和元年度改訂版】



- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
- 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。  
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
- 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。  
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

## 7 チェックリスト

### (1) 下見・事前チェックリスト

行事名		実施月日 / ( ) ~ / ( )
学校名		校長名
利用施設名		記載者

下見でのチェック項目【下見実施日① / ( )、② / ( )、③ / ( )】

1		施設の安全管理体制および安全マニュアルと、学校の校外学習安全マニュアルとを比較して、施設職員とともに妥当性を検討したか
2		施設の活動プログラムの実施・中止判断基準と、学校の実施・中止判断基準を、施設職員とともに適切であるか協議したか
3		施設職員と日程等についての妥当性、想定される危険・事故などの情報を交換したか
4		危険箇所の確認と回避策・対応策の検討をしたか
5		避難経路、避難場所、本部となる場所、AEDの設置箇所、人員配置の確認をしたか
6		児童生徒の動きを想定して、施設・移動経路・活動場所の確認と安全点検をしたか
7		通信受信手段（携帯電話、トランシーバー、ラジオ等）の電波状況など確認したか
8		児童生徒の移動（輸送）方法、乗降の場所、移動場所は妥当か
9		交通機関（鉄道、バス、タクシーなど）や利用する駅などと打ち合わせをしたか
10		緊急時に必要と予想される病院・警察・消防・保健所などの場所・電話・内容などを確認したか
11		集合場所や活動場所は、前後左右の間隔をとれる適切な広さか
12		訪問先、宿泊先に対して新型コロナウイルス感染症の対応を確認したか
13		食事をする際の座席配置や消毒、換気などの感染症対策について確認をしたか
14		宿泊先等での食事はバイキングや複数人で分け合う形式のものは避けるよう依頼したか
15		感染症の発症または発症の疑いがある児童生徒への対応について確認したか
16		

### 事前に確認すべきチェック項目

1		校外学習（行事）およびその活動内容は、学校の教育目標と合致しているか。また、活動のねらいと教育的意義は適切か
2		児童生徒にかかる心身両面の負担は適切か
3		天候、気温、日没時間を確認したか。また、期日・日程・プログラムに無理はないか
4		予備日や雨天案など、代替りのプログラムは適切に用意されているか

5		活動の内容に対して引率者の人数は適切か（学校指導要覧 第2章「校外学習」参照）
6		引率者の中に、同施設での活動経験者がいるか確認しているか
7		安全や救急に関する担当者や学校待機職員も含めた指導体制は整っているか
8		児童生徒の輸送方法・経路等は、委託業者や利用する交通機関や駅などと調整されているか
9		下見での情報、直近に同様に実施した他校の情報などを計画に反映させているか
10		「安全管理上の引き継ぎ事項の総括」（インシデント）を活用して、安全管理を行っているか
11		「緊急時対応図」「携帯用マニュアル」は引率者全員分用意しているか
12		緊急時に対応できるように、主たる活動ごとの児童生徒名簿は適切に配備・管理されているか。また施設には提出したか
13		食物アレルギーなど、特別に配慮が必要な児童生徒の把握と対応方法をまとめているか
14		上記13の児童生徒に対する配慮事項について、引率する全教員が対応できるか
15		児童生徒・学校の持ち物は、実施計画案に明記され、適切か
16		避難経路（矢印などで示す）と避難場所、およびAEDの設置場所は、児童生徒用のしおりに記載されているか
17		保護者への説明会は実施したか ⇒ 【     /     (   ) 】 実施
18		実施計画案について、職員会議・学年会などで共通理解され、実施時には全教職員がすぐに活用できるようになっているか（実施時には、電話近くに置かれるなど）
19		日本スポーツ振興センターへの加入状況が様式31-1に記載されているか。また、加入状況について記載されているか（全員加入しているか）
20		旅行業者等から提供される保険へ加入しているかどうか、様式31-1に記載されているか
21		旅行業者と保険の適用範囲を確認したか 例) 感染症への適用 例) 保護者迎いの運賃保障 等
22		旅行業者が感染症対策のため持参する物品について、実施計画案に記載されているか
23		

※各項目については、削除をしない。その行事について、チェック項目が該当しない場合は、チェック欄に「一」を記入する。

※活動内容によって、追加すべきチェック項目がある場合は、項目を追加して記載する。

(2) トーチトワリング  
 チェックリスト  
 (火をつけて実施する場合のみ提出)

行事名		実施月日 / ( ) ~ / ( )
学校名		校長名
利用施設名		記載者

#### 事前のチェック項目

1		トーチ棒は、留め具等のゆるみがないか
2		トーチ棒につけるぞうきんは、綿100%のものを使用しているか
3		トーチトワリングの練習は、指導計画に沿って実施したか
4		トーチトワリングの指導計画は、実施計画案に記載したか
5		トーチ棒を水平以下に下げて持たないことを指導したか
6		トーチ棒を上に向けて持っていらなくなったら、トーチ棒を手放すことを指導したか
7		火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すよう指導したか
8		綿100%の長袖の上下の服を着用すること、長い髪はバンダナ等でまとめることを、児童生徒だけでなく、保護者にも協力の依頼をしたか
9		トーチトワリング演技中の教師の役割分担を指導日程細案に明記したか
10		トーチトワリング演技中の注意事項を演技者だけでなく、参観者にも指導したか
11		トーチ棒に実際に火をつけ、本番と同じ条件・同じ指導者でリハーサルを行ったか
12		リハーサルで気づいたことを本番に生かせるよう情報共有を図ったか

#### 危険に関するチェック (直前確認)

1		トーチ棒は、留め具等のゆるみがないか
2		トーチ棒につけるぞうきんは、綿100%のものを使用しているか
3		綿100%の長袖の上下の服を着用し、長い髪はバンダナ等でまとめているか
4		トーチトワリング演技中の教師の役割分担や配置場所を確認したか
5		トーチトワリング演技中の注意事項を演技者と参観者に現地で指導したか
6		トーチ棒を水平以下に下げて持たないことを演技前に指導したか
7		トーチ棒を上に向けて持っていらなくなったら、トーチ棒を手放すことを指導したか
8		火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すよう指導したか
9		灯油がたれないように、リハーサルと同じ指導者がぞうきん等をしぼったか。また、それを複数の教員で確認したか。 ※子どもには絶対にしぼらせないこと
10		水を入れた非常時消火用のバケツを十分な個数、準備したか
11		風向きを考えて演技場所を配置するようにしたか
12		風向きを考えて参観者の場所を配置するようにしたか

#### 活動中のチェック項目

1		トーチを扱う者同士の間隔を十分にとったか
2		風向きに合わせて演技場所が配置してあるか
3		風向きに合わせて参観者の場所を配置してあるか
4		火の燃え方は、練習のとおりか。灯油がたれていることはないか
5		教師は、計画どおりに役割を果たしているか

※活動内容に合わせてチェックすべき事項を考え、追加・修正すること。

終了後10日以内にメッセージで提出

## (3) 当日チェックリスト

行事名		行事の実施月日	
学校名		/ ( ) ~ / ( )	
施設名・活動名		記載者	

## 活動前のチェック項目

1		活動の実施・中止判断のための情報を集めているか
2		計画段階と状況が変化していないか確認したか
3		校長は、活動の実施・中止について関係者（施設長、添乗員など）と協議を行ったか
4		児童生徒とともに、避難経路・避難場所・AED設置場所の確認をしたか
5		気象情報等を入手し、注意を払っているか
6		児童生徒の人員（参加・不参加の人数）を確実に把握しているか
7		児童生徒の健康状態を確実に把握しているか
8		食物アレルギーの児童生徒に対して、活動前の健康観察をしているか
9		食物アレルギー児童生徒の食事について、食前に食材やメニュー等の確認をしているか
10		緊急時に、活動本部で児童生徒の状況把握ができる体制を整えているか
11		「緊急時対応図」「携帯用マニュアル」は引率者全員が持参しているか
12		

## 危険に関するチェック

1		危険な生物（例：ヘビ、ハチ、ムカデ等）がないか確認してあるか
2		ふれると害のある植物（ヤマウルシ、ヤマハゼ等）がないか確認してあるか
3		落雷からの避難場所はあるか
4		定められた活動時以外に、海岸などの水辺に行かないように指導したか
5		土砂崩れ箇所はないか、土砂崩れの心配な場所はないかを確認したか
6		道具の使用について指導したか
7		熱中症、やけど、薬の服用などに対する指導をしたか
8		

## 活動中のチェック項目

1		活動の実施・中止判断のための情報を集めているか
2		児童生徒とともに、避難経路・避難場所・AED設置場所の確認をしたか
3		気象情報等を入手し、注意を払っているか
4		緊急時の児童生徒の状況把握ができる体制が整っているか
5		計画段階と現地の状況が変化していないか
6		参加者の健康状態に変化がないか
7		人員確認が適切に行われているか
8		機会をとらえて、ルールや指示を守らせる指導をしているか
9		引率者および現地スタッフとのミーティングは適宜効果的に行われているか
10		状況の変化により、柔軟にプログラムを変更できるようになっているか
11		児童生徒の健康状態・活動状況などの報告は確実にされているか
12		

※活動内容に合わせてチェックすべき事項を考え、追加・修正すること。

終了後10日以内にメッセージで提出



(4) 安全管理上の次年度への  
引き継ぎ事項

行事名		行事の実施月日	
学校名		/ ( ) ~ / ( )	
施設名・活動名		記載者	

### ◆ 安全管理上、次年度に改善すべきと思われる事項の記録

○ 次年度への安全管理上の引き継ぎ事項を記録する場合は、どんな配慮が安全管理に有効だったのか、問題が発生した場合にどのような対応策をとったのか（とるとよいのか）などを具体的に記載する。その際、下記に示した観点に沿って記述すること。

- ① 下見や計画立案について
- ② 事前指導や説明会等について
- ③ 情報（気象など）収集方法や通信手段について
- ④ 児童生徒の健康管理（熱中症対策、薬の服用、食物アレルギー対策等）
- ⑤ 交通機関の利用や施設・設備について
- ⑥ 各活動プログラムについて  
【野外炊飯、ウォークラリー、キャンプファイヤー、分散学習、  
トーチトワリング、自然体験活動など】
- ⑦ 感染症対策について
- ⑧ その他

※ 終了後10日以内に、内部共通事務システム・メール、または、校務支援システム・メッセージにデータを添付して提出してください。

※ ①～⑧の項目に沿って記述してください。すべての項目について記述する必要はありません。

※ それぞれの項目には、以下の観点で頭に記号をつけてください。

○…よかった点

△…よくなかった点、反省点

・ …各学校で引き継いでおくべき事項で、全校で情報共有しておいた方がよいと考えられる点

## 記載例

### (4) 安全管理上の次年度への 引き継ぎ事項

行事名	修学旅行	行事の実施月日	
学校名	穂の国小学校	9/5(月)～ 9/6(火)	
施設名・活動名	修学旅行	記載者	豊橋太郎

#### ① 下見や計画立案について

○下見の時に、実際に奈良公園の子どもたちが歩く経路を歩いて確認したことで、交通量が多く危ない道路について把握することができ、当日は教員を配置して児童の安全を確保することができた。

#### ④ 児童生徒の健康管理、食物アレルギー対策について

△食物アレルギーへの対応が必要な児童への対応について、事前に代替食について旅館や保護者とも相談のうえ、計画をしていたが、食事場所で確認したときに、予定と違うメニューが提供されていることに気がついた。その場で調理責任者に材料や調理方法などについて確認を取り、保護者にも連絡をとり、問題はないと判断。なんとか食事をとることができた。食事前の確認をきちんと行うことが非常に大切であると感じた。

#### ⑥ 各活動プログラムについて

△奈良公園（東大寺及び興福寺国宝館など）での活動時間の設定が短く、予定していた見学場所をすべて回ることができなかった班もあった。新型コロナウイルスの感染状況による見学時間の制限や下見時との観光客の多さの違いなどによって、活動時間の見通しがしづらかったことが原因であると考えられる。旅行業者を通じて当日の見学時間の正確な把握や他の観光客の状況などを把握しておくことが必要である。

#### ⑦ 感染症対策について

- 新型コロナウイルス対策のため、新幹線からバスにかえたが、駅を使わなかったため、見学や買い物以外で、不特定多数の人に会うことがなくよかった。また、改札前やホームで並ばなくてもよいため、密を避けることができた。
- ・各児童の持ち物に除菌シートを加えた。学校と旅行業者で十分な量の手指消毒用グッズは用意していたが、細かなところで児童各自が消毒を行うことができ、重宝した。

(5) 学校教育課チェックリスト

行事の種別：

**供 覧** ..... 学校 / ( ) ~ / ( ) 場所  
 届出 様式 31-1 / ( ) 提出 実施計画案・チェックリスト / ( ) 提出 / ( ) 再提出  
 当日チェック・引き継ぎ事項 / ( ) 提出

課長	主幹	指導 G 課長補佐	学事 G 課長補佐	安全担当 指導主事	→	指導主 事①	指導主 事②	指導主 事③	指導主 事④	指導主 事⑤	学事 G 〇〇

学校担当者： 教諭 ⇒ 最後は担当指導主事 (〇〇) へ

チェック項目

①	利用施設の名称、所在地、電話番号、および同施設使用・同活動の経験者や現地スタッフなどの有無は、届出様式 31-1 および実施計画案に明記されているか
②	責任者や指導体制（学校待機の教職員を含んだ役割分担・配置）は適切であり、実施計画案に明記されているか。安全に関する指導は、日程細案に具体的に盛り込まれているか
③	各活動の実施・中止判断基準は適切で、実施計画案に明記されているか
④	教職員は、想定される危険・事故などの回避策や対応方法について、周知・学習しているか また実施計画案に記載されているか
⑤	傷害保険の必要性について検討し、その有無について様式 31-1 および実施計画案に明記されているか
⑥	緊急時対応図（本部場所・連絡先・連絡先電話番号・対応者氏名・保護者への連絡方法など）が実施計画案に具体的に明記されており、適切か
⑦	児童生徒への事前指導は計画的であり、内容が適切か
⑧	感染症についての対策が講じられているか
9	事業の趣旨や目的が明らかになっているか
10	期日・日程・プログラムに無理はないか。また、状況の変化により、柔軟にプログラムを変更できる体制になっているか
11	下見および保護者への説明会等は適切に行われ、様式 31-1 に明記されているか 下見 / ( )、説明会 / ( )
12	「下見・事前チェックリスト」「事前に確認すべきチェック項目」は適切に記載されているか

※丸数字は、実施計画案に盛り込まれるべき安全管理に関する項目

危険に関するチェック ⇒ 以下の項目が実施計画案に盛り込まれているか。

13	避難経路・AEDの設置場所について
14	落雷（天候）・土砂崩れについて
15	危険な生物（例：ヘビ、ハチ、ムカデ、ふれると害のある植物等）について
16	定められた活動時以外に、海岸などの水辺に行かない指導について
17	道具の使用などについて
18	感染症・熱中症・急病・けが・アレルギーなどへの対応について



## 8 応急処置

### 救急蘇生法

### 心肺蘇生法の手順

1 2 3

- !** 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を、強く、速く、絶え間なく!!  
まずは、心肺蘇生法の講習会を受けましょう。  
医師会や日本赤十字社、消防署などで受けられます。

手順1

反応があるか確認



手順2

119番通報とAEDの手配



手順3

呼吸を確認する



正常な呼吸がない場合は…

手順4

ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行う  
強く！速く！絶え間なく！

呼吸がないか、異常な呼吸（しゃくりあげるような不規則な呼吸）があるときは、  
ただちに胸骨圧迫（心臓マッサージ）



胸骨圧迫（心臓マッサージ）を  
する場所は  
「胸の真ん中」が目安

強く

胸が、少なくとも5センチメートル沈むように  
小児・乳児は、胸の厚さの約1/3

速く

1分間あたり、100～120回のテンポで

絶え間なく

中断は、最少に

人工呼吸ができる場合は…

まずは気道を確保する

片手で傷病者の額を押さえながら、  
もう一方の手の指先をあごの先端に当てて持ち上げます



胸骨圧迫

（心臓マッサージ）を30回

人工呼吸を

2回

1分間あたり、100～120回のテンポで

1回1秒かけて吹き込む

これを交互に繰り返す



人工呼吸を行うさいには、できるだけ感染防護具をお使いください。感染防護具を持っていない場合、持っているが準備に時間がかかりそうな場合、口と口が直接接触することに躊躇がある場合などは、人工呼吸を省略して胸骨圧迫（心臓マッサージ）に進んでください。

※窒息、溺水、小児の心停止などの場合は、人工呼吸を組み合わせることが望ましいとされています。



倒れている人がマスクをしていたら、外さずに胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始し、マスクをしていなければ、口と鼻に布をかぶせてから開始しましょう。

※ 新型コロナが流行していたら

- 成人には人工呼吸をしない。
- 小児には、できる場合は人工呼吸を組み合わせる。

## 手順5

AEDが  
到着したら

AEDは、心停止した心臓に電気ショックを与え、心臓の拍動を正常に戻す救命器具です。

電源をいれて（ふたを開けると電源が入る機種もあります）電極パッドを装着し、音声ガイドに従ってください。どなたにも簡単に扱えます。



みんな離れて!!

❗ 除細動ボタンを押すときは、「みんな離れて」と声を出し、手振りも使って離れるように指示します。

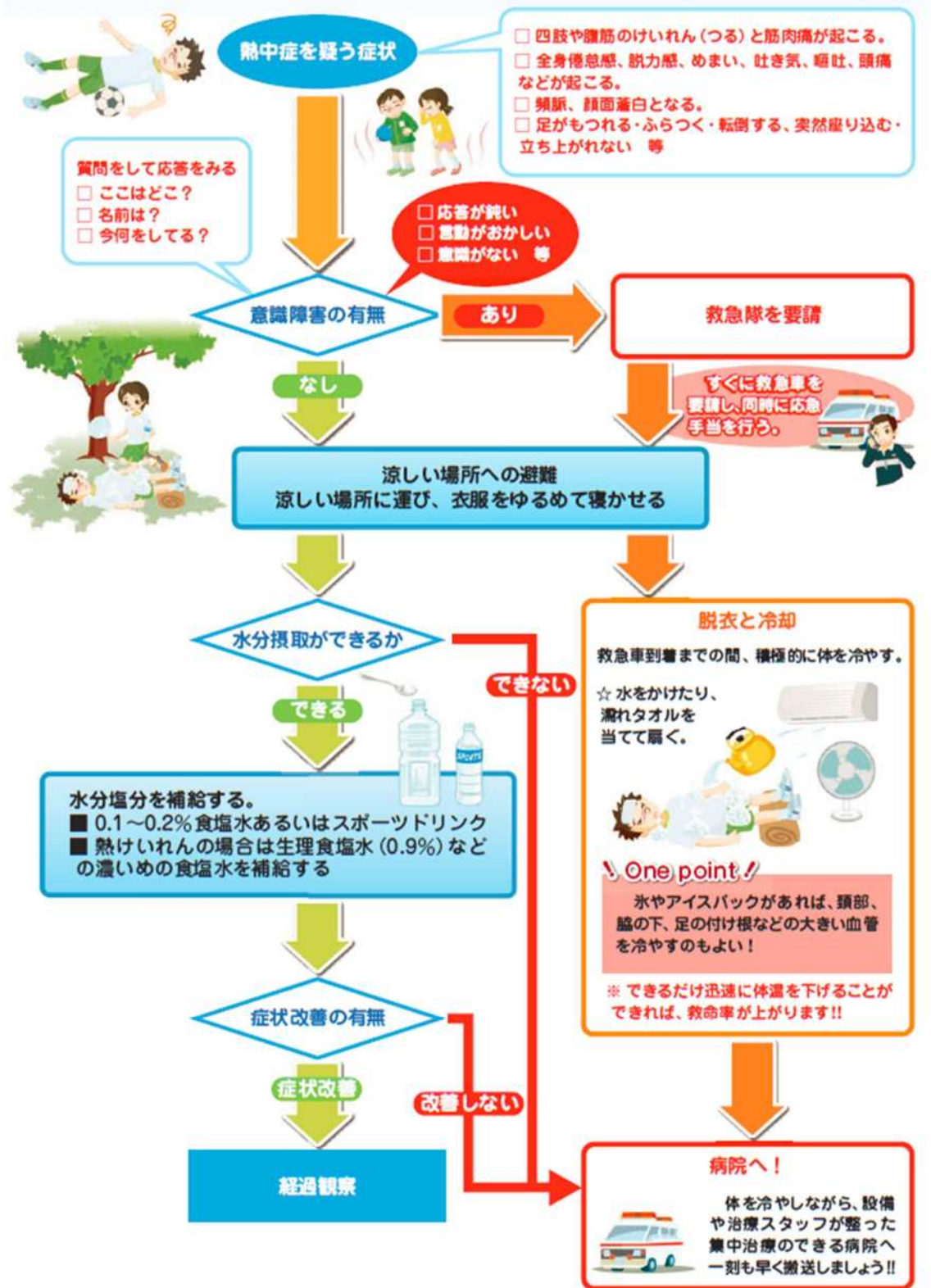
電気ショック後、ただちに手順4 心肺蘇生を再開します



# 食物アレルギー対応の実際



# 熱中症対応フロー



【出典】独立行政法人 日本スポーツ振興センター  
熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」より

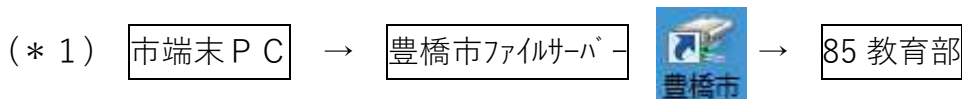
## 9 AEDの貸し出し

(1) 現有する自動体外式除細動器（以下「AED」という）

- A 豊橋市教育委員会の所有…………… 1台
- B 愛知県中小学校体育連盟豊橋支所（以下「中小体連」という）の所有…………… 1台

(2) AEDの貸し出し・返却方法の手順（①→⑤）

① 内部共通事務システム内(\*1)で予約状況等確認



→ 1010\_小・中学校 → 調査用

→ 「R5 AED予約状況」 → 「AED貸し出し」

【記入例】

日	曜	4月	
		△「市教委」 A	□「体連」 B
1	土	例	
2	日		
3	月	豊橋中・借用	
4	火	豊橋中	
5	水	豊橋中・返却	

② 学校名を入力して上書き保存する。

③ 「自動体外式除細動器（AED）貸し出し承認申請書」に必要事項を記入し、貸し出し予定日に学校教育課に持参し、提出する。

④ 学校教育課へAEDを取りに来る。

⑤ 返却予定日に、学校教育課へAEDを返却する。

・提出済みの「AED貸し出し承認申請書」に、使用有無と返却者名を記入する。

### 【留意点】

ア 入力早い学校から予約が決まることになりませんが、相談の必要が出た場合は、該当の学校どうして、連絡を取り合ってください。

イ その他、不明な点や相談がある場合は担当者にご連絡ください。

(3) その他、AEDの借用可能な場所

健康部保健所 健康政策課（保健センターほいっぷ内）

電話 39 - 9111

・電話連絡で確認

豊橋ハートセンター（豊橋市大山町）

電話 37 - 3377

・電話連絡で確認

### Ⅲ 資料編

- 「豊橋市教職員危機管理研修の体系」
- カッターボート転覆事故 民事裁判和解条項



# 【豊橋市教職員危機管理研修の体系】

豊橋市教育委員会 学校教育課

- 危機管理研修では、学校保健安全法で示された学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害（防災）安全」のうち、「生活安全」の校外学習（野外教育活動）と「災害（防災）安全」の地震・津波への対応に重点をおいている。発生が予想される危機（下記参照）への対応については、危機管理マニュアルや安全マップを改善するための手順の周知や研修の実施などを、校長会議や安全主任会等で行う。

<p><b>【危機の要因(重点)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活・学習             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ、犯罪被害、交通事故</li> <li>・感染症</li> <li>・実技・実験、学校行事、校外学習</li> <li>・熱中症、光化学スモッグ</li> </ul> </li> <li>○ 自然災害(注意報、警報、特別警報等)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風、地震等</li> </ul> </li> <li>○ 人事管理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事(体罰、情報漏洩等)</li> <li>・交通事故、けが(公務災害)</li> </ul> </li> <li>○ 施設管理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全点検(施設、通学路、等)</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>教職経験職能</b></p> <p>Ⅰ期(1~3年) 実践の基礎段階</p> <p>Ⅱ期(4~7年) 実践の推進段階</p> <p>Ⅲ期(8~12年) 実践の発展と協働性を高める段階</p> <p>Ⅳ期(13年~) 指導的役割を果たす段階</p> <p>Ⅴ期 経営力を発揮する段階</p> <p>学校経営への参画</p> <p>教師・社会人としての自覚・理解</p> <p>実践 推進 発展・協働 指導 経営</p>
	<p><b>危機管理において求められる資質・能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一事件や事故が発生した場合の適切、迅速な対応能力、再発防止のための問題解決能力</li> <li>・インシデントに対する適切、迅速な対応能力</li> <li>・事件、事故の発生を未然に防ぐための危険を予見する能力</li> </ul> <p>◇危機管理の基礎の習得      ◇危機管理への対応能力の向上      ◆リスクマネジメント、クライシスマネジメントに対するリーダーシップ・経営力</p>
<p><b>研修種別</b></p> <p><b>基本研修【経験年数による】※</b> 教職経験に応じて体系的・総合的な研修を行い、教育専門職としての資質・能力の向上を図る。</p> <p><b>職務研修【分掌による】</b> 学校経営に関する資質・能力や、職務遂行のために必要な知識・技能等の向上を図る。</p>	<p><b>初任者研修</b> ・教員としての基礎的知識や技能 ・応急手当 ・野外活動の安全管理 ・現地実習</p> <p><b>初期研修(2年目)</b> ・学級経営における安全指導 ・安全管理</p> <p><b>初期研修(3年目)</b> ・学級経営における安全指導 ・安全管理</p> <p><b>新進教員研修(5~6年目)</b> ・子どもの思いを大切にしたい実践の推進</p> <p><b>中堅教員研修(9~11年目)</b> ・ミドルリーダーとして、子どもの成長を支える組織づくりに寄与</p> <p><b>校長研修会</b> ・危機管理 ・校外学習における安全管理体制</p> <p><b>教頭研修会</b> ・危機管理 ・子どもの安心安全 ・情報セキュリティ</p> <p><b>教務主任研修会</b> ・現職研修計画立案</p> <p><b>校務主任研修会</b> ・安全管理全般</p> <p><b>新任校長・教頭研修会</b> ・スクールコンプライアンス ・会計事故防止 ・メンタルヘルスマネジメント</p> <p><b>新任教務・校務主任研修会</b> ・教育課程 ・学校行事計画立案 ・会計管理</p> <p><b>自主教務主任研修会・自主校務主任研修会</b> ・学校の危機管理、校内安全、防災訓練</p>
<p><b>課題・専門研修【悉皆による】</b> 【希望による】 職務に関する課題や教育課題に対応するための資質・能力と知識・技能等の向上を図る。</p>	<p>悉皆研修(人事管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ講座</li> <li>メンタルヘルス講座</li> <li>不祥事防止講座</li> </ul> <p>希望研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校組織マネジメント講座</li> <li>児童生徒理解講座</li> <li>発達障害児童生徒理解講座</li> <li>学校危機管理講座</li> <li>食物アレルギー実技研修講座</li> <li>リスクマネジメント研修(管理職) ・リスクマネジメント</li> </ul>

※ 令和3年度より改定



(写)

## 資料

# カッターボート転覆事故 民事裁判和解条項

### 第3 和解条項

- 1 被告豊橋市は、豊橋市立章南中学校（以下、単に「学校」という。）の正課の野外教育活動（以下「校外学習」という。）として平成22年6月18日浜名湖で実施されたカッターとう漕実習（以下「本件実習」という。）において、同校生徒西野花菜（当時1年。以下「花菜」という。）さんが乗船していたカッターが転覆し、花菜さんの尊い命が失われ（本件実習において花菜さんが亡くなられた事故を、以下「本件事故」という。）、御両親である原告らに癒やし難い悲しみと多大な心労を与えたことに対し、衷心より謝罪する。
- 2 被告豊橋市は、本件事故の発生に関し、次の点について、被告豊橋市に責任があったことを認め、原告らに謝罪する。
  - (1) 豊橋市教育委員会は、豊橋市立の小中学校（以下「各学校」という。）において実施する校外学習に関し、本件事故当時、校外学習における安全マニュアルを策定しておらず、そのため、各学校が校外学習の実施に伴って講ずるべき安全対策や危機管理体制の構築及び運用が各学校任せの状況になっており、安全対策や危機管理体制の構築及び運用について適切な指導助言を行う体制ができていなかったこと。
  - (2) 豊橋市教育委員会は、各学校において実施する校外学習に関し、各学校の管理職に対する危機管理に関する研修や各学校で起きたインシデントに関する情報を各学校間で共有する体制を十分構築していなかったこと。

- (3) 本件実習に関し、学校は、本件実習を委託していた静岡県立三ヶ日青年の家（以下「青年の家」という。）が作成したカッターボート訓練プログラムの具体的内容を個別的に分析し、その安全性をチェックしていなかったこと。
  - (4) 本件実習に関し、学校は、指導員が乗船しない自主艇があることについてその危険性の認識を怠り、指導員の乗船を求めなかったこと。
  - (5) 本件実習に関し、学校は、カッター訓練の安全性の見地からの当日実施の可否の判断について、青年の家から提供される気象情報、青年の家によるカッター訓練の実施の可否基準とそれに基づく可否の判断に全面的に依拠してしまい、学校が独自に安全性に関する検討をし、その可否の判断をチェックすることを怠っていたこと。
- 3 被告豊橋市は、本件事故発生時の初期対応に関し、次の点について、被告豊橋市に責任があったことを認め、原告らに謝罪する。
- (1) 施設・学校の活動本部において、消防・警察の救助本部との連絡・連携体制を十分構築できていなかったため、人員の確認が遅れることになり、また、様々な憶測や誤った情報が流れる事態になったこと。
  - (2) 学校は、乗船者名簿の作成及びその管理運用についてのマニュアルの不備等により、本件事故発生の際、その名簿を有効に活用できなかったこと。
- 4 被告豊橋市は、第2項及び第3項の内容について、市長が原告らに謝罪をする公式の場を設け、謝罪内容を明らかにする。
- 5 被告豊橋市は、各学校において、校外学習の実施に伴う安全管理体制及び危機管理体制等について、本和解の趣旨を踏まえた検証を十分に行うとともに、今後二度とこのような事故が起こることのないよう、安全指針及び安全対応マニュアルの改定等の体制の整備と、その実効的な運用の確保に最大限努めるとともに、各学校における学校行事、学校教育の場において、生徒の生命及び身体の安全を守るのは、第一次的に各学校の教育職員であることを強く自覚し、

各教育職員が生徒の安全に対する意識を高く持ち続けるために、研修等に努め、再発防止に向けて不断の努力をすることを約する。

6 原告らは、被告豊橋市に対する本件請求を放棄する。

7 原告らと被告豊橋市は、原告らと被告豊橋市の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8 訴訟費用は各自の負担とする。